

平成 24 年度 津市地域防災計画（震災対策編）の修正箇所一覧表（案）

頁	行	修正後	修正前																												
1	15	<p>第3節 計画の構成</p> <p>この計画は、風水害等対策編、<u>震災対策編</u>、<u>津波対策編</u>及び資料編で構成します。</p> <p><u>震災対策編</u>の内容は次のとおりとします。</p>	<p>第3節 計画の構成</p> <p>この計画は、風水害等対策編、<u>震災対策編</u>及び資料編で構成し、<u>それぞれの内容は次のとおりとします。</u></p>																												
8	図中	<p>5 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社団法人津地区医師会 <u>公益社団法人久居一志地区医師会</u></td> <td>(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動</td> </tr> <tr> <td>報道機関（日本放送協会津放送局を除く）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>三重県トラック協会</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者（都市ガス事業者及び<u>三重県津LPガス協議会</u>）</td> <td>(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	社団法人津地区医師会 <u>公益社団法人久居一志地区医師会</u>	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動	報道機関（日本放送協会津放送局を除く）	（省略）	一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）	（省略）	三重県トラック協会	（省略）	鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）	（省略）	ガス事業者（都市ガス事業者及び <u>三重県津LPガス協議会</u> ）	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給	<p>5 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社団法人津地区医師会 <u>社団法人久居一志地区医師会</u></td> <td>(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動</td> </tr> <tr> <td>報道機関（日本放送協会津放送局を除く）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>三重県トラック協会</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者（都市ガス事業者及び<u>三重県LPガス協議会</u>）</td> <td>(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	社団法人津地区医師会 <u>社団法人久居一志地区医師会</u>	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動	報道機関（日本放送協会津放送局を除く）	（省略）	一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）	（省略）	三重県トラック協会	（省略）	鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）	（省略）	ガス事業者（都市ガス事業者及び <u>三重県LPガス協議会</u> ）	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給
機関名	処理すべき事務又は業務																														
社団法人津地区医師会 <u>公益社団法人久居一志地区医師会</u>	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動																														
報道機関（日本放送協会津放送局を除く）	（省略）																														
一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）	（省略）																														
三重県トラック協会	（省略）																														
鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）	（省略）																														
ガス事業者（都市ガス事業者及び <u>三重県津LPガス協議会</u> ）	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給																														
機関名	処理すべき事務又は業務																														
社団法人津地区医師会 <u>社団法人久居一志地区医師会</u>	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動																														
報道機関（日本放送協会津放送局を除く）	（省略）																														
一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）	（省略）																														
三重県トラック協会	（省略）																														
鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）	（省略）																														
ガス事業者（都市ガス事業者及び <u>三重県LPガス協議会</u> ）	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給																														

16

4 第2節 社会的条件

1 人口・世帯

(1) 総人口と世帯

平成 22 年の国勢調査による市の人口は、285,746 人となっており、三重県の総人口の 1,854,724 人の 15.4% を占め、県内では四日市市 (307,766 人、三重県の総人口の 16.5%) に次いで 2 番目に人口の多い市になります。

世帯については、平成 22 年の国勢調査によると、113,092 世帯となっており、1 世帯当たりの人員は 2.52 人で、三重県全体の平均 2.63 人をわずかに下回っています。

(平成 22 年国勢調査より)

(2) 年齢別人口

年齢別人口は、下表のとおりであり、少子高齢化は今後急速に進んでいく状況にあります。65 歳以上の高齢者人口の比率は、平成 17 年には 22.0% であったものが平成 22 年には 24.4% と高齢化が着実に進んでいます。

■ 年齢別人口集計

	男	女	総 数
0～9 歳	<u>12,389</u>	<u>11,912</u>	<u>24,301</u>
10～19 歳	<u>13,726</u>	<u>13,335</u>	<u>27,061</u>
20～29 歳	<u>15,087</u>	<u>14,717</u>	<u>29,804</u>
30～39 歳	<u>19,272</u>	<u>18,694</u>	<u>37,966</u>
40～49 歳	<u>18,164</u>	<u>18,145</u>	<u>36,309</u>
50～59 歳	<u>17,581</u>	<u>18,074</u>	<u>35,655</u>
60～69 歳	<u>19,344</u>	<u>20,942</u>	<u>40,286</u>
70～79 歳	<u>14,205</u>	<u>16,970</u>	<u>31,175</u>
80～89 歳	<u>6,289</u>	<u>10,624</u>	<u>16,913</u>
90 歳以上	<u>725</u>	<u>2,681</u>	<u>3,406</u>
合 計	<u>138,643</u>	<u>147,103</u>	<u>285,746</u>

注) 合計には、年齢不詳を含んでいます。

(平成 22 年国勢調査より)

第2節 社会的条件

1 人口・世帯

(1) 総人口と世帯

平成 17 年の国勢調査による市の人口は、288,538 人となっており、三重県の総人口の 1,866,963 人の 15.5% を占め、県内では四日市市 (303,845 人、三重県の総人口の 16.3%) に次いで 2 番目に人口の多い市になります。

世帯については、平成 17 年の国勢調査によると、109,332 世帯となっており、1 世帯当たりの人員は 2.64 で、三重県全体の平均 2.76 人をわずかに下回っています。

(平成 17 年国勢調査より)

(2) 年齢別人口

年齢別人口は、下表のとおりであり、少子高齢化は今後急速に進んでいく状況にあります。65 歳以上の高齢者人口の比率は、平成 12 年には 19.2% であったものが平成 17 年には 22.0% と高齢化が着実に進んでいます。

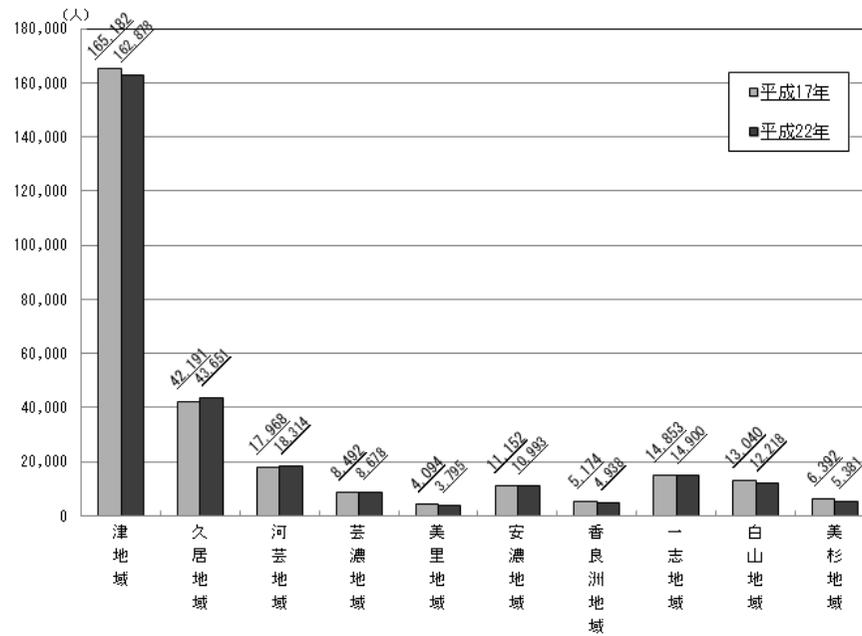
■ 年齢別人口集計

	男	女	総 数
0～9 歳	<u>13,196</u>	<u>12,744</u>	<u>25,940</u>
10～19 歳	<u>14,912</u>	<u>13,961</u>	<u>28,873</u>
20～29 歳	<u>17,210</u>	<u>16,565</u>	<u>33,775</u>
30～39 歳	<u>20,020</u>	<u>19,652</u>	<u>39,672</u>
40～49 歳	<u>17,986</u>	<u>17,855</u>	<u>35,841</u>
50～59 歳	<u>20,395</u>	<u>21,051</u>	<u>41,446</u>
60～69 歳	<u>17,441</u>	<u>18,963</u>	<u>36,404</u>
70～79 歳	<u>13,743</u>	<u>16,196</u>	<u>29,939</u>
80～89 歳	<u>4,307</u>	<u>8,847</u>	<u>13,154</u>
90 歳以上	<u>622</u>	<u>2,158</u>	<u>2,780</u>
合 計	<u>140,238</u>	<u>148,300</u>	<u>288,538</u>

注) 合計には、年齢不詳を含んでいます。

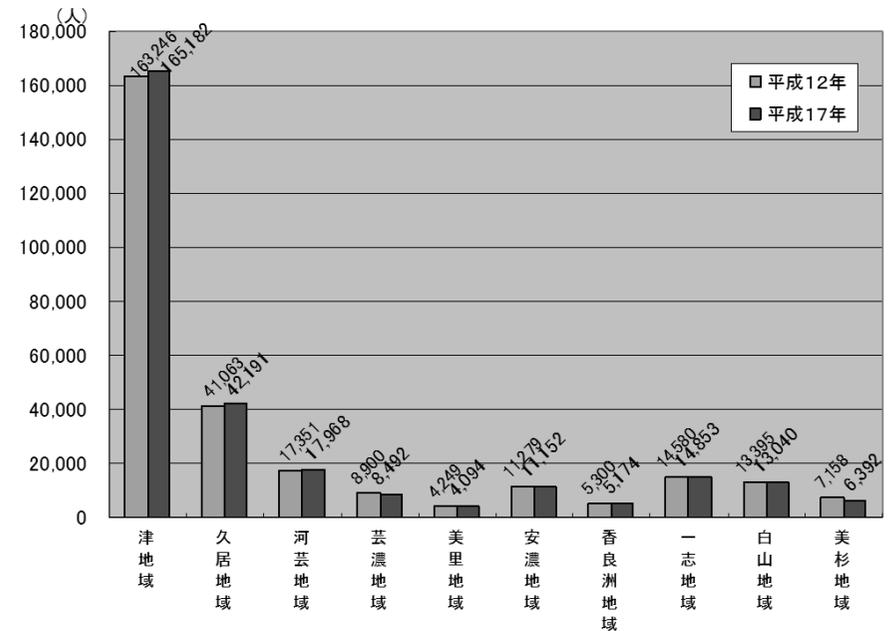
(平成 17 年国勢調査より)

(3) 地域別人口の推移



(平成 22 年国勢調査より)

(3) 地域別人口の推移



(平成 17 年国勢調査より)

20

3

(3) 山地災害等への対応

治山事業や砂防事業等を促進し山地災害防止に努めます。

(4) 津波対策

海岸部の老朽化した護岸堤防の改良など津波対策を図ります。

2 (省略)

3 (省略)

(削除)

(3) 山地災害等への対応

急傾斜危険区域等の情報収集に努めるとともに、ハザードマップ等により住民への危険度の周知を促進し、山地災害の軽減を図ります。

(4) 津波・高潮対策

海岸部の老朽化した護岸堤防の改良など津波・高潮対策を図ります。

2 (省略)

3 (省略)

4 地震観測体制の整備

		<p>4 密集市街地に係る整備の検討</p> <p><u>老朽住宅等が密集している市街地においては、地震発生時の建物倒壊や火災により、大きな被害の発生が想定されることから、地域住民の意向把握に努めながら面的整備等を検討します。</u></p>	<p><u>地震予知のための各研究機関のデータを活用し、観測体制の充実を図ります。</u></p> <p><u>(1) 国土交通省国土地理院により、津市一身田小学校に設置されたGPS地殻変動連続観測施設で地殻変動の観測強化を図ります。</u></p> <p><u>(2) 津市を含む全国の観測体制は、震度情報ネットワークシステムにより整備されており、将来的には地震の初期微動（P波）と震源の位置や強いゆれ（S波）を活用した新たな地震情報システムの活用など地震観測体制の充実を図ります。</u></p> <p>5 老朽住宅密集市街地に係る整備の検討</p> <p><u>県が平成17年度に「三重県密集市街地整備基本方針」を策定し、津市でも23地区の294.5haが密集市街地に該当します。密集市街地は老朽住宅が密集しており、地震発生時の建物倒壊や火災により、大きな被害が予想されますので、建築物の更新や、公園等の防災施設等の面的な整備を検討します。</u></p>
21	3	<p>1 建築物等の耐震性の向上</p> <p><u>本市に大きな影響を及ぼす巨大地震による震度について、「強震断層モデル編 一強震断層モデルと震度分布について一 計算結果集（震度一覧表）【第二次報告】（平成24年8月、内閣府南海トラフ巨大地震モデル検討会作成）」において、これまでを上回る最大震度7とされました。その強い揺れに対しても、耐震性能を向上させるためにとるべき対策は同じでありますので、引き続き、次のとおり耐震対策を進めます。</u></p> <p>(1) (省略)</p>	<p>1 建築物等の耐震性の向上</p> <p>(1) (省略)</p>

		<p>(2) <u>昭和56年以前の旧耐震基準で建築された耐震性能を満たさない既存建築物に対し、耐震診断、必要に応じて耐震改修等を促進します。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) <u>個人住宅の耐震化については、耐震診断の受診、耐震改修等を促し、耐震化の促進を図ります。</u></p>	<p>(2) <u>被害想定に基づき、強い地震動が想定される区域や耐震性能を有さない既存建築物に対し、耐震診断、必要に応じた建て替え及び耐震補強を促進します。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) <u>個人住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により、耐震改修・建て替えの促進を図ります。</u></p>
23 ～ 24	5 ～ 3	<p>(1) <u>道路・橋りょうの安全確保</u> (省略)</p> <p>(2) <u>幹線道路の整備</u> 災害発生時の避難及び救助活動の迅速化を図るため、道路管理者は、緊急輸送道路をはじめとする幹線道路や地域の<u>生活の基盤となる重要な生活道路の整備を計画的に推進</u>します。</p> <p>(3) <u>橋りょうの整備</u> 道路管理者は、橋りょうの耐震化、長寿命化を推進します。</p> <p>(4) <u>孤立集落の安全確保</u> (省略)</p>	<p>(1) <u>道路の安全確保</u> (省略)</p> <p>(2) <u>幹線道路の整備</u> 災害発生時の避難及び救助活動の迅速化を図るため、道路管理者は、緊急輸送道路をはじめとする幹線道路の整備を計画的に推進します。</p> <p>(記載なし)</p> <p>(3) <u>孤立集落の安全確保</u> (省略)</p>
24	26	<p>6 <u>上水道施設の整備促進</u> 災害による配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化による危険回避に努めるとともに、<u>水道施設及び管路の耐震化等を計画的に進めます。</u> また、被災時における応急給水を円滑に行うため、<u>応急給水施設や資機材の整備、充実を図るとともに、円滑な応急復旧を行う</u></p>	<p>6 <u>上水道施設の整備促進</u> 災害による配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化による危険回避に努めるとともに、<u>老朽化施設については計画的な改修を進めます。また、被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管を図ります。</u></p>

		<u>ため、管理図書の整備・保管等を適切に行います。</u>	<u>また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設や資機材の整備、充実を図ります。</u>
26	20	9 地域コミュニティ施設・教育施設の整備促進（各施設管理者） 避難場所となる小・中学校等の教育施設や、地域の防災の拠点となるコミュニティ施設について、計画的に順次 <u>耐震改修等</u> の措置を図ります。	9 地域コミュニティ施設・教育施設の整備促進（各施設管理者） 避難場所となる小・中学校等の教育施設や、地域の防災の拠点となるコミュニティ施設について、計画的に順次 <u>補強等</u> の措置を図ります。
27	10	(1) 管理体制 廃棄物処理施設が被災した場合には、 <u>施設運営</u> が困難となり、 <u>生活環境</u> に影響を及ぼすことになるので、平常時から施設の管理を十分に行います。また、被害が生じた場合には、迅速に <u>応急対策</u> を図り、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保します。	(1) 管理体制 廃棄物処理施設が被災した場合には、 <u>適正な維持管理</u> が困難となり、 <u>周辺環境</u> に影響を及ぼすことになるので、平常時から施設の管理を十分に行います。また、被害が生じた場合には、迅速に <u>応急対策</u> を図り、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保します。
28	2	○ 職場や地域における消火・避難訓練を推進するとともに <u>民間防火防災組織</u> の育成を図ります。 ○ <u>防火対象物や危険物施設の火災予防</u> を推進します。 ○ (省略) ○ (省略) 1 職場や地域における消火・避難訓練 職場や地域における火災の <u>予防、初期消火及び避難誘導</u> について講習会や訓練を実施します。 2 <u>民間防火防災組織</u> の育成 (1) 事業所の自衛消防組織、地域の自主防災組織及び <u>婦人防火推進委員</u> 等の育成を図ります。 (2) 消防法に規定する防火対象物については、 <u>防火管理者、防災</u>	○ 職場や地域における消火・避難訓練を推進するとともに <u>民間防火組織</u> の育成を図ります。 ○ <u>予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進</u> を図ります。 ○ (省略) ○ (省略) 1 職場や地域における消火・避難訓練 職場や地域における火災の <u>防止、地震による火災を想定した初期消火、避難、誘導</u> について講習会や訓練を実施します。 2 <u>民間防火組織</u> の育成 (1) 事業所の自衛消防組織、地域の自主防災組織及び <u>婦人防火クラブ</u> 等の育成を図ります。 (2) 消防法に規定する防火対象物については、 <u>防火管理者の選</u>

		<p><u>管理者等の選任及び消防計画の作成とこれに基づく消火・通報、避難誘導訓練及び救出・救護訓練、消防用設備等の点検整備の実施等、減災体制の徹底を図ります。</u></p> <p>3 <u>防火対象物や危険物施設の火災予防の推進</u> <u>計画的に防火対象物や危険物施設の予防査察を実施し、火災発生の危険要因を是正し火災の未然防止を図るとともに、火災による被害の軽減を図ります。</u></p> <p>4 <u>消防力の強化</u> <u>消火栓の断水時などにも使用でき、かつ地震に強い耐震性防火水槽や、高度な消火・救急・救助資機材などを整備し、複雑多様化する各種災害に対応できるよう消防力の強化に努めます。</u> <u>また、消防力を最大限に発揮できるよう、各種計画などの策定・見直しを行います。</u></p>	<p><u>任、消防計画の作成とこれに基づく地震災害を想定した消火、避難訓練、消防用設備等の点検整備の実施等、防火体制の徹底を図ります。</u></p> <p>3 <u>予防査察の強化と建築物の不燃化の促進</u> <u>(1) 計画的に予防査察（立入検査）を実施し、火災発生の危険要因を是正し、火災の未然防止を図ります。</u> <u>(2) 建築物の不燃化を促進します。</u></p> <p>4 <u>消防力の強化</u> <u>地震対策のための耐震性貯水槽の整備や資機材整備等により、消防力の強化に努めるとともに、災害発生時には消防力を最大限に発揮し、被害を最小限にとどめるための総合的な消防計画を策定します。</u></p>
29	10	<p>(1) <u>危険物製造所等に対する指導</u> <u>消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導を行います。</u></p>	<p>(1) <u>危険物製造所等に対する指導</u> <u>消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査等を実施し、法令基準の維持適合について必要な指導を行います。</u></p>
30	8	<p>3 <u>近県の原子力発電所の安全確保に係る情報収集体制</u> <u>近県の原子力発電所の安全確保に関する情報収集について、市民の不安を解消することを目的として、以下の事項について、三重県との連絡体制を整備します。</u> <u>(1) 地震、津波、火災などにより、原子力施設に非常事態が発生したとき</u></p>	<p>(記載なし)</p>

		<p>(2) <u>放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき</u></p> <p>き</p> <p>(3) <u>非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき</u></p> <p>(4) <u>その他上記各項に準ずる異常が発生したとき</u></p>	
31 ～ 32	13 ～ 23	<p>2 治山事業の促進</p> <p>森林は、地震による山地の崩壊防止、土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等、環境保全及び防災上大きな役割を果たしています。</p> <p>このため、崩壊危険地及び崩壊地、<u>未植栽地</u>並びに浸食された溪流などの<u>災害の未然防止</u>及び軽減を図るための治山事業の促進を図ります。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 造成地災害の予防</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域内又は建築法第 40 条の適用区域内に存する危険な不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努めます。</u></p> <p>5 (省略)</p> <p>6 <u>ため池改修事業等の促進</u></p> <p><u>ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常等の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「第 4 次三重県地震防災緊急事業 5 カ年計画」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。</u></p>	<p>2 治山事業の促進</p> <p>森林は、地震による山地の崩壊防止、土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等、環境保全及び防災上大きな役割を果たしています。</p> <p>このため、崩壊危険地及び崩壊地、<u>はげ山移行地及びはげ山</u>並びに浸食された溪流などの<u>地震動による災害の防止</u>及び軽減を図るための治山事業の促進を図ります。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 造成地災害の予防</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>災害危険区域等に居住する住民に「がけ地近接等危険住宅移転事業」を広報し、活用を促進し、安全な住環境の整備に努めます。</u></p> <p>5 (省略)</p> <p>(記載なし)</p>

33		(津波対策編策定に伴う削除)	第7節 津波災害予防計画
33	12	<p>(1) 市民に対する防災啓発</p> <p><u>災害に対する日頃の備えと災害発生時の的確な行動等について、地域での学習会、広報等を通じて、防災に対する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、地域防災を支える人材の育成に努めます。</u></p> <p><u>また、防災知識の普及にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や被災時の男女のニーズの違いがあること等にも触れ、様々な視点に配慮する必要があることを啓発します。</u></p>	<p>(1) 市民に対する防災啓発</p> <p><u>災害における日頃の備えと災害発生時の的確な行動等、防災に対する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図ります。</u></p> <p><u>また、防災知識の普及にあたっては、特に高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に十分配慮し、地域で災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。</u></p>
34	23	<p>(災害への備え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所や避難経路の確認 ・家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ・耐震診断・耐震補強の実施 ・防災訓練、地域の自主防災活動への参加 ・3日間程度の食料、飲料水、物資の備蓄 ・非常持ち出し品（<u>食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等</u>）の準備等 <p>(災害時の行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法 ・<u>避難時の火元確認、初期消火</u> ・<u>非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行</u> ・災害時要援護者への支援 ・情報の収集方法等 	<p>(災害への備え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所や避難経路の確認 ・家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ・耐震診断・耐震補強の実施 ・防災訓練、地域の自主防災活動への参加 ・3日間程度の食料、飲料水、物資の備蓄 ・非常持ち出し品（<u>懐中電灯、ラジオ等</u>）の準備等 <p>(災害時の行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法 ・災害時要援護者への支援 ・情報の収集方法等

36	28	<p>エ 地域が主体</p> <p>自主防災組織を中心とする市民は、<u>市の防災訓練等を参考にし</u> <u>て地域性を考慮した訓練を実施します。</u></p>	<p>エ 地域が主体</p> <p>自主防災組織を中心とする市民は、<u>市が主体となって実施する</u> <u>各種の防災訓練に準じて地域性を考慮した訓練を実施します。</u></p>
37	5	<p>1 自主的な防災活動の<u>推進</u></p> <p>(省略)</p> <p>2 自主防災組織の育成</p> <p>(省略)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 自主防災組織の<u>避難計画</u>等の策定支援</p> <p>(以下省略)</p>	<p>1 自主的な防災活動</p> <p>(省略)</p> <p>2 自主防災組織の育成</p> <p>(省略)</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 自主防災組織の<u>防災計画</u>等の策定支援</p> <p>(以下省略)</p>
40	12	<p>4 住民に対する消防団活動の周知</p> <p>広報紙、<u>各種イベント</u>等を活用し、消防団活動の周知を図ります。</p>	<p>4 住民に対する消防団活動の周知</p> <p>広報紙等を活用し、消防団活動の周知を図ります。</p>
43	2	<p>4 ボランティアの活動基盤の支援</p> <p>(1) 災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の<u>管理</u>に努めるとともに、必要な資機材の整備を進めます。</p> <p>(2) ボランティア活動の実施にあたっては、ボランティア活動保 <u>険への加入を促進します。</u></p>	<p>4 ボランティアの活動基盤の支援</p> <p>(1) 災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、<u>情報通信手段となる</u> <u>非常用電話やパソコンなどの通信機器等</u>、必要な資機材の整備を進めます。</p> <p>(2) <u>ボランティア活動保険への加入など</u>、ボランティアの事故に <u>対する補償について検討します。</u></p>
44	24	<p>(2) 支援体制の確立</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ <u>住宅の安全対策</u></p> <p><u>住宅の耐震化、耐震シェルターの設置</u>、家具・書棚等の転</p>	<p>(2) 支援体制の確立</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ <u>家屋の安全対策</u></p> <p><u>家屋の耐震化、家具・書棚等の転倒防止対策</u>、<u>防災機器の普</u></p>

		<p>倒防止対策等を進めます。</p> <p>ウ (省略)</p> <p>エ 平常時及び災害発生時の<u>情報伝達体制の確立</u></p> <p>(ア) <u>自主防災組織、消防団、隣近所から情報提供を行います。</u> <u>また平常時からその連絡体制を確立しておくものとします。</u></p> <p>(イ) <u>市は、同報系防災行政無線、メール配信、ファクス、ケーブルテレビ、広報車など複数の情報伝達方法を用いた情報提供に努めます。</u></p> <p>オ 避難所における支援</p> <p>(ア) <u>市は、災害時要援護者等の避難状況の確認や相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供、避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、災害時要援護者に配慮した避難所運営が行われるよう避難所運営委員会設立に向けた取組みを支援します。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>及を促進します。</p> <p>ウ (省略)</p> <p>エ 平常時及び災害発生時の<u>情報提供</u></p> <p>(ア) <u>障がいのある方に防災知識を普及する方法について検討します。</u></p> <p>(イ) <u>緊急通報装置の設置など、緊急通報システムの整備に努めます。</u></p> <p>オ 避難所における支援</p> <p>(ア) <u>災害時要援護者等の避難状況の確認や相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供、避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、災害時要援護者に配慮した避難所運営計画を策定します。</u></p> <p>(以下省略)</p>
46	12	<p>4 災害時要援護者避難支援に係る関係機関の連携の構築</p> <p>避難所等における災害時要援護者の支援の充実に向けて、関係機関、ボランティアセンター等と情報共有や支援活動の連携を図ります。</p>	<p>4 災害時要援護者避難支援に係る関係機関の連携の構築</p> <p>避難所等における災害時要援護者の支援の充実に向けて、<u>災害時要援護者避難支援連絡会議等を設置し、</u>関係機関、ボランティアセンター等と情報共有や支援活動の連携を図ります。</p>

48	7	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="365 172 611 323">避難準備 (災害時要援護者避難) 情報</td> <td data-bbox="611 172 1182 323">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 323 611 595">避難勧告</td> <td data-bbox="611 323 1182 595"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>強い地震(震度4以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報(津波)が発表されたとき。</u> ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 595 611 754">避難指示</td> <td data-bbox="611 595 1182 754"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>伊勢・三河湾津波予報区に津波警報(大津波)が発表されたとき。</u> ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 </td> </tr> </table>	避難準備 (災害時要援護者避難) 情報	(省略)	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>強い地震(震度4以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報(津波)が発表されたとき。</u> ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>伊勢・三河湾津波予報区に津波警報(大津波)が発表されたとき。</u> ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1283 172 1529 323">避難準備 (災害時要援護者避難) 情報</td> <td data-bbox="1529 172 2078 323">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1283 323 1529 595">避難勧告</td> <td data-bbox="1529 323 2078 595"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>伊勢・三河湾津波予報区に津波警報(津波)が発表されたとき。</u> ・ <u>強い地震(震度4以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、避難の必要を認めるとき。</u> ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1283 595 1529 754">避難指示</td> <td data-bbox="1529 595 2078 754"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>伊勢・三河湾津波予報区に津波警報(大津波)が発表され、津波被害の危険が切迫しているとき。</u> ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 </td> </tr> </table>	避難準備 (災害時要援護者避難) 情報	(省略)	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>伊勢・三河湾津波予報区に津波警報(津波)が発表されたとき。</u> ・ <u>強い地震(震度4以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、避難の必要を認めるとき。</u> ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>伊勢・三河湾津波予報区に津波警報(大津波)が発表され、津波被害の危険が切迫しているとき。</u> ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。
避難準備 (災害時要援護者避難) 情報	(省略)														
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>強い地震(震度4以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報(津波)が発表されたとき。</u> ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 														
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>伊勢・三河湾津波予報区に津波警報(大津波)が発表されたとき。</u> ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 														
避難準備 (災害時要援護者避難) 情報	(省略)														
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>伊勢・三河湾津波予報区に津波警報(津波)が発表されたとき。</u> ・ <u>強い地震(震度4以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、避難の必要を認めるとき。</u> ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 														
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>伊勢・三河湾津波予報区に津波警報(大津波)が発表され、津波被害の危険が切迫しているとき。</u> ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 														
49 ～ 50	7 ～ 2	<p>1 危険性の情報提供</p> <p>(1) 情報提供の手段</p> <p>ア 危険性のある区域を示す標識</p> <p>イ <u>ハザードマップ(危険度地図)などの啓発資料</u></p> <p>ウ <u>市ホームページ</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>2 避難場所の情報提供</p> <p>(1) 情報提供の手段</p> <p>ア～ウ (省略)</p> <p>エ <u>市ホームページ</u></p> <p>(2) 情報提供の内容</p> <p>ア <u>避難所</u>の所在地・名称</p>	<p>1 危険性の情報提供</p> <p>(1) 情報提供の手段</p> <p>ア 危険性のある区域を示す標識</p> <p>イ <u>ハザードマップ(危険度地図)などの啓発資料</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>2 避難場所の情報提供</p> <p>(1) 情報提供の手段</p> <p>ア～ウ (省略)</p> <p>(2) 情報提供の内容</p> <p>ア <u>避難場所</u>の所在地・名称</p>												

	<p>イ <u>一時避難場所の所在地・名称</u></p> <p>3 避難の開始が判断できる情報提供</p> <p>(1) 情報提供の手段</p> <p>ア <u>同報系防災行政無線を始め、その他情報配信システム等の避難開始を知らせる設備</u></p> <p>イ <u>市ホームページ</u></p> <p>(2) (省略)</p>	<p>イ <u>避難経路</u></p> <p>3 避難の開始が判断できる情報提供</p> <p>(1) 情報提供の手段</p> <p>同報系防災行政無線を始め、その他情報配信システム等の避難開始を知らせる設備</p> <p>(2) (省略)</p>
<p>51</p>	<p>6</p> <p>1 避難方法についての話し合い</p> <p>住民は、自主防災組織の活動を通じ、次の取り組みを進めます。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 地域の危険箇所の<u>確認</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>2 避難開始の基準づくり</p> <p>市は、地震や津波による災害の発生を事前に予測できるよう努めていますが、地域毎に異なる状況は、地震や津波が発生し又はそのおそれがある地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能です。このことから、住民が自らの経験などから決める「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で災害時要援護者と一緒に避難する取り組みを進めようとするものです。</p> <p>避難開始の基準は、災害時要援護者と一緒に避難する体制が求められていることから、「避難準備情報」段階と「避難勧告」段階に分けて設定（第3章 第1節 1 避難開始の基準の設定参</p>	<p>1 避難方法についての話し合い</p> <p>住民は、自主防災組織の活動を通じ、次の取り組みを進めます。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 地域の危険箇所の<u>調査</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>2 避難開始の基準づくり</p> <p><u>《避難開始の基準づくりの意義》</u></p> <p>行政は、地震や津波による災害の発生を事前に予測できるよう努めていますが、地域毎に異なる状況は、地震や津波が発生し又はそのおそれがある地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能です。このことから、住民が自らの経験などから決める「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で災害時要援護者と一緒に避難する取り組みを進めようとするものです。</p> <p>避難開始の基準は、災害時要援護者と一緒に避難する体制が求められていることから、「避難準備情報」段階と「避難勧告」段階に分けて設定（第3章 第1節 1 避難開始の基準の設定参</p>

		<p>照)するとともに、「沿岸部」と「内陸部」等のように地域の特性に応じて適切に判断するものとします。</p> <p><u>住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の基準を作り、地域で共有します。過去に実際に起きた地震や津波の体験などから住民同士で話し合っ</u><u>て避難開始の基準をつくり</u><u>ます。災害の体験とは、過去の東南海地震による浸水域や震度及び被害、津波が来た位置を示す表示等</u><u>です。</u></p>	<p>照)するとともに、「沿岸部」と「内陸部」等のように地域の特性に応じて適切に判断するものとします。</p> <p><u>(1) 住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の基準づくりを進めます。</u></p> <p><u>ア 過去に実際に起きた地震や津波の体験などから住民同士で話し合っ</u><u>て避難開始の基準をつくり</u><u>ます。災害の体験とは、</u></p> <p><u>(ア) 過去の東南海地震による浸水域や震度及び被害</u></p> <p><u>(イ) 津波が来た位置を示す表示</u> <u>等</u><u>です。</u></p> <p><u>イ 避難開始の基準は、地域に周知</u><u>します。</u></p>
53	2	<p>(4) 自主防災組織、自治会による避難誘導の計画</p> <p>市は、<u>地域住民による避難計画の作成を推進し、市民が迅速かつ安全に避難する体制づくりを進めます。避難計画には災害時要援護者と一緒に避難する体制整備を含めます。</u></p> <p>(5) (削除)</p> <p>(6) (削除)</p> <p>3 警察署との連携</p> <p>市は、<u>避難計画の実効性を確保するため、警察署と必要な連携を行います。</u></p> <p>4 避難訓練の実施</p> <p>市は、<u>自主防災組織や自治会等が行う災害の種別や地域性に</u></p>	<p>(4) 自主防災組織、自治会による避難誘導の計画</p> <p>市は、<u>自主防災組織、自治会と連携して住民の避難誘導計画を作成するよう努めます。計画には災害時要援護者と一緒に避難する体制整備を含みます。</u></p> <p><u>(5) 津波想定区域における避難計画</u></p> <p>市は、<u>津波想定区域ごとに津波予報・警報の伝達、避難場所等の計画を作成</u><u>します。</u></p> <p><u>(6) 市は、(2)～(5)を避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知</u><u>します。</u></p> <p>3 警察署との連携</p> <p>市は、<u>避難計画をまとめる上で、警察署と必要な連携を行います。</u></p> <p>4 避難訓練の実施</p> <p>市は、<u>自主防災組織、自治会等と連携し、避難訓練を実施</u></p>

		<p><u>じた避難訓練に対して支援します。</u></p> <p>5 避難についての広報 <u>自主防災組織、自治会等は作成した避難計画を地域住民に周知します。また市は地域の取組に支援を行います。</u></p>	<p><u>す。</u></p> <p>5 避難についての広報 <u>市は、広報紙などにより、避難計画を周知します。</u></p>
55	24	<p>(2) 避難所の運営方法について予め定めておきます。 ア 避難所の管理運営に関すること。 (ア)～(エ) (省略) (オ) <u>災害時要援護者、男女の違いなど多様なニーズに配慮した運営体制</u></p>	<p>(2) 避難所の運営方法について予め定めておきます。 ア 避難所の管理運営に関すること。 (ア)～(エ) (省略) (オ) <u>男女のニーズの違いや災害時要援護者のニーズに配慮した運営体制</u></p>
57	7	<p>1 自主防災拠点の整備 市は、地域のコミュニティを単位とした集会所等を自主防災活動の拠点として位置づけし、地域における日常的な自主防災活動や災害時の応急活動、避難等の拠点として、<u>救出・救護、情報連絡、給食・給水等の防災資機材の整備を促進します。</u></p> <p>2 地区防災拠点の整備 市は、市民センター、学校等を地区防災拠点として位置づけ、<u>物資の備蓄、放送設備等の防災設備の整備を進めます。</u></p>	<p>1 自主防災拠点の整備 市は、地域のコミュニティを単位とした集会所等を自主防災活動の拠点として位置づけし、地域における日常的な自主防災活動や災害時の応急活動、避難等の拠点として、<u>物資の備蓄、通信機材・放送設備・給水用機材等の資機材の整備を進めます。</u></p> <p>2 地区防災拠点の整備 市は、市民センター、学校等を地区防災拠点として位置づけ、<u>自主防災拠点と同様に防災設備の整備を進めます。</u></p>

60	2	<p>[地震災害時の配備体制表]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配備体制</th> <th>配備人員</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1(準備配備)</td> <td>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</td> <td>各部・支部の配備計画による人員</td> <td> 1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき。 3 <u>東海地震に関連する調査情報(臨時)</u>が発表されたとき。 </td> </tr> <tr> <td>第2(警戒配備)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>第3(非常配備)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>		配備体制	配備人員	配備基準	第1(準備配備)	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき。 3 <u>東海地震に関連する調査情報(臨時)</u> が発表されたとき。	第2(警戒配備)	(省略)	(省略)	(省略)	第3(非常配備)	(省略)	(省略)	(省略)	<p>[地震災害時の配備体制表]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配備体制</th> <th>配備人員</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1(準備配備)</td> <td>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</td> <td>各部・支部の配備計画による人員</td> <td> 1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき。 3 <u>東海地震観測情報</u>が発表されたとき。 </td> </tr> <tr> <td>第2(警戒配備)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>第3(非常配備)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>		配備体制	配備人員	配備基準	第1(準備配備)	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき。 3 <u>東海地震観測情報</u> が発表されたとき。	第2(警戒配備)	(省略)	(省略)	(省略)	第3(非常配備)	(省略)	(省略)	(省略)
	配備体制	配備人員	配備基準																																
第1(準備配備)	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき。 3 <u>東海地震に関連する調査情報(臨時)</u> が発表されたとき。																																
第2(警戒配備)	(省略)	(省略)	(省略)																																
第3(非常配備)	(省略)	(省略)	(省略)																																
	配備体制	配備人員	配備基準																																
第1(準備配備)	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき。 3 <u>東海地震観測情報</u> が発表されたとき。																																
第2(警戒配備)	(省略)	(省略)	(省略)																																
第3(非常配備)	(省略)	(省略)	(省略)																																
62	5	<p>1 地震情報等の収集体制の整備</p> <p><u>市は緊急地震速報システムや震度情報ネットワークシステムなどにより、地震情報などの収集体制を整備します。</u></p>	<p>1 地震情報等の収集体制の整備</p> <p><u>国土交通省国土地理院により設置された、GPS地殻変動連続観測施設で地殻変動の観測強化を図り、突発地震発生時には、震度情報ネットワークシステムにより、地震発生後の震度情報は確実に取得できる状況を確認します。今後は、これに加えて、地震の初期微動(P波)と震源の位置や強いゆれ(S波)を活用した新たな地震情報システムの活用など地震観測体制を構築します。</u></p>																																
64	1	<p>第3節 職員の災害対応力向上</p> <p>○ <u>地震災害への災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施するとともに、専門的な見地を踏まえた防災対策を推進</u></p>	<p>第3節 防災担当者の育成</p> <p>○ <u>地震災害への災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施します。</u></p>																																

		<p>します。</p>	
64 ～ 65	17 ～ 3	<p>2 職員を対象にした防災訓練の実施</p> <p>(1) 訓練の内容</p> <p>職員が災害発生時に速やかな行動が取れるように、<u>シミュレーションや初期消火、救助・救急など即応性のある訓練を実施</u>します。</p> <p>ア 図上訓練</p> <p>イ <u>初期消火、救助・救急等</u></p> <p>ウ その他必要な訓練</p> <p>3 <u>被災地への職員派遣</u></p> <p><u>大規模災害の被災地に対しては、災害の応急期や復旧・復興期に職員を派遣するなどして、被災地で実際に業務に従事した経験を今後の本市の防災対策に活かせるよう努めます。</u></p> <p>4 <u>津市防災アドバイザー制度の活用</u></p> <p><u>学識経験を有する者を津市防災アドバイザーに委嘱し、災害への事前対策や災害発生時の対応等について、専門的な見地からの助言を受け、災害対応力の向上を図ります。</u></p>	<p>2 職員を対象にした防災訓練の実施</p> <p>(1) 訓練の内容</p> <p>職員が災害発生時や救助時に速やかな行動が取れるように、<u>イメージトレーニングや救急技術など即応性のある訓練を実施</u>します。</p> <p>ア 図上訓練</p> <p>イ <u>救急救命等必要な実技訓練</u></p> <p>ウ その他必要な訓練</p> <p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p>
66	6	<p>1 応援協定の締結</p> <p>市は、他市町や防災関係機関等との間で次の内容について相互応援協定の締結を推進します。</p> <p><u>また、各協定に基づく対応について、その成果と課題等の把握に努め、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図ります。</u></p>	<p>1 応援協定の締結</p> <p>市は、他市町や防災関係機関等との間で次の内容について相互応援協定の締結を推進します。</p>

<p>67 ～ 68</p>	<p>7 ～ 15</p>	<p>1 消防施設等の充実 <u>「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)</u> <u>や地域の実情などを考慮し、人員、車両、資機材などを充実させるとともに、老朽化した消防庁舎を整備することにより、災害時の活動拠点施設としての機能向上を図ります。</u></p> <p>2 消防水利の確保 (1) (省略) (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、<u>耐震性防火水槽</u>の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図ります。</p> <p>3 (省略) 4 (省略) 5 自主防災組織の強化 (1) 地域の初期消火体制の向上 火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる可能性もあります。そのため<u>地域においては、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、取扱訓練を実施</u>します。また、市は、自主防災組織の結成、育成を促進します。 (以下省略)</p>	<p>1 消防施設等の充実 <u>「消防力の整備指針」(平成17年消防庁告示第9号)に基づき、消防署を配置し、人員、施設、装備の充実に努めます。また、消防庁舎の耐震化を図ります。</u></p> <p>2 消防水利の確保 (1) (省略) (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、<u>耐震性貯水槽などの防火水槽</u>の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図ります。</p> <p>3 (省略) 4 (省略) 5 自主防災組織の強化 (1) 地域の初期消火体制の向上 火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる可能性もあります。そのため<u>自主防災組織を中心として、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、取扱訓練を実施</u>します。また、市は、自主防災組織の結成、育成を促進します。 (以下省略)</p>
<p>69</p>	<p>13</p>	<p>(2) <u>救護所の設置</u> 救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地と定め、災害の状況に応じて、適切な場所に設置できる体制の整備に努めます。また、必要に応じ、<u>津市応急診療所</u>についても、活用を図ります。</p>	<p>(2) 救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地と定め、災害の状況に応じて、適切な場所に設置できる体制の整備に努めます。また、必要に応じ、<u>津市休日応急・夜間こども応急クリニック及び津市久居休日応急診療所</u>についても、活用を図ります。</p>

71	21	<p>2 輸送手段の確保</p> <p>災害時に緊急輸送車両、船舶等を迅速に確保できるよう、市保有車両を把握するとともに輸送関係機関等との協定の締結等により、協力体制の整備を図ります。</p> <p>ヘリコプターについても、関係機関と予め運用上の取り決めを定めるよう努めます。</p> <p><u>また、市は、三重県等と連携し、グラウンドや公園等を臨時ヘリポート候補地として確保しておくとともに、関係機関や地元住民等に対し、周知を図ります。</u></p>	<p>2 輸送手段の確保</p> <p>災害時に緊急輸送車両、船舶等を迅速に確保できるよう、市保有車両を把握するとともに輸送関係機関等との協定の締結等により、協力体制の整備を図ります。</p> <p>ヘリコプターについても、関係機関と予め運用上の取り決めを定めるよう努めます。</p>
73 ～ 74	6 ～ 7	<p>2 給水体制の整備</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p><u>(5) 災害時協力井戸の確保</u></p> <p><u>災害時協力井戸を登録し、災害時における生活水の確保に努めます。</u></p> <p>3 <u>食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備</u></p> <p>(1) <u>食料、生活必需品等の備蓄計画の策定</u></p> <p><u>食料、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、その他必要事項等を定めた備蓄計画を策定します。</u></p> <p><u>備蓄品目については、女性、乳幼児、障がい者、災害時要援護者など様々なニーズを取り入れた品目を加え、備蓄数量については、既存の備蓄計画の充実強化、津波避難対策、孤立対策を考慮した数量を計画します。</u></p> <p>(2) <u>食料、生活必需品等の備蓄</u></p> <p><u>食料、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための食料、生活必需品等の備蓄を行います。</u></p>	<p>2 給水体制の整備</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) (記載なし)</p> <p>3 <u>食料の備蓄及び調達体制の整備</u></p> <p>(1) <u>食料の備蓄及び調達計画の策定</u></p> <p><u>食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、給与方法及びその他必要事項等、食料の備蓄及び調達計画を策定します。</u></p> <p>(2) <u>応急食料の備蓄</u></p> <p><u>食料の備蓄及び調達計画に基づき、被災者のための応急食料の備蓄を行います。</u></p>

	<p>(3) <u>食料、生活必需品等の調達体制の整備</u></p> <p><u>災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。</u></p> <p><u>災害時に必要となる食料・飲料水・衣料等に加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、生理用品・下着等を調達できるよう、市内の販売業者と予め協定を結んでおくこととします。</u></p> <p>また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に<u>食料、飲料水、生活必需品等</u>の受け入れ及び応援を行うものとしします。</p> <p>(削除)</p>	<p>(3) <u>食料の調達体制の整備</u></p> <p><u>食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。</u></p> <p>また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に<u>食料・飲料水</u>の受け入れ及び応援を行うものとしします。</p> <p>4 <u>生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備</u></p> <p>(1) <u>生活必需品等の備蓄及び調達計画の策定</u></p> <p><u>生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、給(貸)与方法及びその他必要事項等、生活必需品の備蓄及び調達計画を策定します。</u></p> <p>(2) <u>生活必需品等の備蓄</u></p> <p><u>生活必需品等の備蓄及び調達計画に基づき、被災者のための生活必需品等の備蓄を行います。</u></p> <p>(3) <u>生活必需品等の調達体制の整備</u></p> <p><u>生活必需品等の備蓄及び調達計画に基づき、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。</u></p> <p><u>災害時に必要となる食料・飲料水・衣料等に加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、生理用品・下着等を調達できるよう、市内の販売業者と予め協定を結んでおくこととします。</u></p>
--	--	--

			<p><u>また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に生活必需品等の受け入れ及び応援を行うものとします。</u></p>
75	19	<p>2 ごみ処理体制の整備</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>ごみの迅速な収集と処理の計画</u></p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 建物の解体及び撤去等による災害廃棄物の処理については、<u>原則として所有者自らが行うこととします。</u></p> <p>ウ 災害廃棄物については、平常時から公共施設等の仮置き場の選定を行い、仮置き場を拠点にした収集・処理体制を<u>整えます。</u></p> <p>エ <u>民間の廃棄物処理施設の活用も含め、処分先を確保します。</u></p> <p>(3) (省略)</p>	<p>2 ごみ処理体制の整備</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>ごみの迅速な回収と処理の計画</u></p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 建物の解体及び撤去等による災害廃棄物の処理については、所有者自らが行うこととします。</p> <p>ウ 災害廃棄物については、平常時から公共施設等の仮置き場の選定を行い、仮置き場を拠点にした収集・処理体制を<u>整え、処理に当たります。</u></p> <p>エ <u>棄却地を確保します。</u></p> <p>(3) (省略)</p>
76	14	<p>(3) 仮設トイレ等の配置計画</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ <u>津市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールトイレの設置を進めます。</u></p> <p>エ <u>避難所に仮設トイレ等が配置された場合は、学校のプールの水等を水洗用に確保することとします。</u></p> <p>オ (省略)</p>	<p>(3) 仮設トイレ等の配置計画</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ <u>今後、水洗化が促進され、し尿汲取車の確保が難しくなるため、仮設トイレの二次的な配置にあたっては、下水道直結型の仮設トイレの設置を検討します。</u></p> <p>エ <u>避難所に指定されている学校のプールの水を水洗用に確保することとします。</u></p> <p>オ (省略)</p>

78	15	<p>カ 災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に本部に参集します。</p> <p><u>また居住地域の被害が甚大で、地域の救護活動に従事する必要がある場合は必要な措置を講じた後に本部に参集します。</u></p>	<p>カ 災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に本部に参集します。</p>
78 ～ 79	29 6	<p>2 <u>非常招集時の職員の留意事項</u></p> <p>夜間、休日等に非常招集を受けた職員が迅速に勤務職場（あらかじめ参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事できるよう、次の事項について<u>留意</u>します。</p> <p>(1) 出勤時の持ち物・服装等 (省略)</p> <p>(2) <u>参集手段</u></p> <p><u>災害時は、原則として徒歩、自転車等で参集することとし、気象状況や交通機関の運行状況・道路状況等を考慮して参集手段を判断する。</u></p> <p>(3) 出勤途上の緊急措置 (省略)</p> <p>(4) 出勤途上の情報収集と報告 (省略)</p> <p>(5) 第一・第二配備体制以外の職員の行動 (省略)</p>	<p>2 <u>非常招集時を想定した職員への啓発</u></p> <p>夜間、休日等に非常招集を受けた職員が迅速に勤務職場（あらかじめ参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事できるよう、次の事項について<u>啓発</u>します。</p> <p>(1) 出勤時の持ち物・服装等 (省略)</p> <p>(2) 出勤途上の緊急措置 (省略)</p> <p>(3) 出勤途上の情報収集と報告 (省略)</p> <p>(4) 第一・第二配備体制以外の職員の行動 (省略)</p>
80	14	<p>(2) 情報の連絡手段</p> <p><u>市及び防災関係機関等は、三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、インターネット、電話、ファクス、携帯電話、</u></p>	<p>(2) 情報の連絡手段</p> <p><u>防災関係機関は、三重県防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に</u></p>

		<p>衛星携帯電話等の通信手段の中から状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡します。</p>	<p>応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡します。</p>
80	18	<p>(3) 情報の共有化 防災関係機関は、<u>各種連絡手段を活用して情報の共有化を図ります。</u></p>	<p>(3) 情報の共有化 防災関係機関は、<u>G I Sやインターネットなどを利用して情報の共有化を図ります。</u></p>
82	14	<p>(1) 災害の報告 災害に伴う被害状況は、<u>災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防防第 267 号）に基づき</u>県に報告します。 ただし、<u>県に報告できないとき又は直接報告する必要がある場合は</u>消防庁に連絡します。 <u>※ 三重県（防災対策部）</u> <u>FAX 059-224-2199</u> <u>地域衛星 FAX 0-P-7-P-101-8-2199</u> <u>TEL 059-224-2108</u> <u>地域衛星電話 TEL 7-101-8-2108</u> <u>※ 消防庁</u> ○平日・昼間（応急対策室） <u>FAX 03-5253-7537</u> <u>地域衛星 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49033</u> <u>TEL 03-5253-7527</u> <u>地域衛星電話 TEL 7-048-500-90-49013</u></p>	<p>(1) 災害の報告 災害に伴う被害状況は、<u>災害対策基本法及び災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防防第 267 号）に基づき</u>県に報告します。 ただし、<u>県に報告できないときは</u>消防庁に連絡します。 <u>※ 消防庁</u> ○平日・昼間（応急対策室） <u>TEL03-5253-7527</u> <u>衛星通信ネットワーク TEL 87-048-500-90-49013</u></p>

		<p>○休日・夜間（応急対策室）</p> <p><u>FAX 03-5253-7553</u></p> <p><u>地域衛星電話 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49036</u></p> <p><u>TEL 03-5253-7777</u></p> <p><u>地域衛星電話 TEL 7-048-500-90-49101</u></p> <p>○消防庁災害対策本部（情報集約班）</p> <p><u>FAX 03-5253-7553</u></p> <p><u>地域衛星電話 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49036</u></p> <p><u>TEL 03-5253-7510</u></p> <p><u>地域衛星電話 TEL 7-048-500-90-49175</u></p>	<p>○休日・夜間（宿直室）</p> <p><u>TEL03-5253-7777</u></p> <p><u>衛星通信ネットワーク TEL 87-048-500-90-49102</u></p>
85	2	<p>(2) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震予知情報等</p> <p>ア <u>東海地震に関連する調査情報</u></p> <p>イ （省略）</p> <p>ウ （省略）</p>	<p>(2) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震予知情報等</p> <p>ア <u>東海地震観測情報</u></p> <p>イ （省略）</p> <p>ウ （省略）</p>
85	7	<p>(3) 津波警報等の伝達</p> <p>ア 津波警報等伝達系統</p> <p>津波警報等の伝達系統は、「<u>津波対策編 第4章 第2節 津波に関する情報等の収集・伝達</u>」のとおりです。</p> <p>イ 津波警報等を周知する場合の標識</p> <p>津波警報等をサイレン等によって周知する場合の標識は、「<u>津波対策編 資料集 津波警報等標識</u>」のとおりです。</p>	<p>(3) 津波警報等の伝達</p> <p>ア 津波警報等伝達系統</p> <p>津波警報等の伝達系統は、<u>資料編</u>のとおりです。</p> <p>イ 津波警報等を周知する場合の標識</p> <p>津波警報等をサイレン又は<u>鐘音</u>によって周知する場合の標識は、<u>資料編</u>のとおりです。</p>
85	12	<p>(津波対策編策定に伴う削除)</p>	<p><u>5 津波に関する対策</u></p> <p><u>(1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには次の措</u></p>

			<p><u>置をとります。</u></p> <p><u>ア 市長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告し、又は指示します。</u></p> <p><u>イ 市はNHK等放送機関の放送を聴取するよう努めます。</u></p> <p><u>(2) 市長は、地震発生後、伊勢・三河湾津波予報区に津波警報が発表されたときには、海浜にある者、海岸付近の住民及び津波浸水予測図により津波による著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域の住民等に海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告し、又は指示します。</u></p>
<p>86</p>	<p>10</p>	<p>2 非常時の通信手段の確保</p> <p>(1) 有線電話の優先利用 西日本電信電話株式会社に<u>あらかじめ登録した「災害時優先電話」</u>を活用し、通信手段を確保します。</p> <p>(2) 有線通信途絶の場合</p> <p>ア <u>三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、消防救急無線、水道事業無線</u>を活用します。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ <u>他の防災関係機関の有する無線通信設備</u>を活用します。</p> <p>エ <u>その他、非常通信協議会による無線通信設備の貸与制度や職員派遣による情報連絡等あらゆる手段を尽くして通信手段の確保に努めます。</u></p>	<p>2 非常時の通信手段の確保</p> <p>(1) 有線電話の優先利用 西日本電信電話株式会社に<u>あらかじめ「災害時優先電話」</u>を登録し、通信手段を確保します。</p> <p>(2) 有線通信途絶の場合</p> <p>ア <u>移動系防災行政無線、消防無線、水道事業無線</u>を活用します。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ <u>他の防災関係機関の有する無線通信施設</u>を利用することができます。</p> <p>エ <u>無線通信途絶の場合、職員派遣による情報連絡等、あらゆる手段をつくして情報連絡できるように努めます。</u></p>

<p>89</p>	<p>3</p>	<p>(2) 広報手段</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 同報系防災行政無線 <u>(戸別受信機含む)</u></p> <p>ウ (省略)</p> <p>エ <u>ホームページ掲載</u></p> <p>オ <u>携帯電話、パソコンへのメール配信 (津市防災情報メール (多言語版含む)、エリアメール等)</u></p> <p>カ <u>ファクス配信</u></p> <p>キ <u>電話応答システム</u></p> <p>ク 広報紙等の配布</p> <p>ケ 広報車の巡回</p> <p>コ その他</p>	<p>(2) 広報手段</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 同報系防災行政無線</p> <p>ウ (省略)</p> <p>エ <u>インターネットホームページ掲載</u></p> <p>オ <u>携帯電話へのメール配信</u></p> <p>カ 広報紙等の配布</p> <p>キ 広報車の巡回</p> <p>ク その他</p>
<p>89</p>	<p>図</p>	<p>〔市の同報系防災行政無線・広報紙・広報車等を使用した広報伝達系統図〕</p> <p>The diagram shows the flow of information from disaster-related agencies to citizens. It starts with '防災関係機関' (Disaster-related agencies) pointing to '災害対策本部' (Disaster Response Headquarters). From the headquarters, four channels lead to '市' (City) and '民' (Citizens): 1. '同報系防災行政無線' (Mutual disaster administrative radio) to the City; 2. 'CATV、ホームページ' (CATV, homepage) to the City; 3. 'メール配信、ファクス配信' (Email distribution, fax distribution) to the City; 4. '広報紙、広報車等' (Disaster newspaper, disaster vehicle, etc.) to the Citizens. Additionally, '報道機関' (Media) receives information from the headquarters and provides '放送・新聞等' (Broadcast, newspaper, etc.) to the Citizens.</p>	<p>〔市の同報系防災行政無線・広報紙・広報車等を使用した広報伝達系統図〕</p> <p>The diagram shows the flow of information from disaster-related agencies to citizens, including modern digital channels. It starts with '防災関係機関' (Disaster-related agencies) pointing to '災害対策本部' (Disaster Response Headquarters). From the headquarters, three channels lead to '市' (City) and '民' (Citizens): 1. '同報系防災行政無線' (Mutual disaster administrative radio) to the City; 2. 'CATV、インターネット、携帯電話' (CATV, internet, mobile phone) to the City; 3. '広報紙、広報車等' (Disaster newspaper, disaster vehicle, etc.) to the Citizens. Additionally, '報道機関' (Media) receives information from the headquarters and provides '放送・新聞等' (Broadcast, newspaper, etc.) to the Citizens.</p>

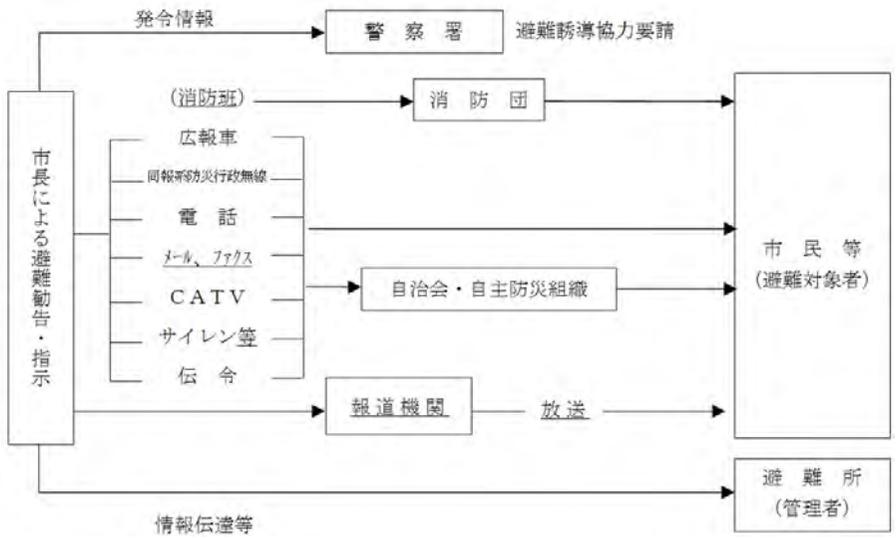
<p>89</p>	<p>18</p>	<p>4 情報提供体制の強化</p> <p>(1) 情報発信の代行</p> <p>サーバの破損、通信回路の断絶等により、自力でホームページ等での情報発信が行えなくなった場合に、災害時の情報発信に関する相互応援協定の締結先である上富良野町に、津市の被害情報、避難所開設情報、ライフライン情報等を、ブログサイトを活用して代行して情報発信をすることを要請します。また、上富良野町が大規模災害等の発生により被災した場合は、津市が代行して情報発信を行います。</p> <p>(2) ホームページのアクセスの負荷の分散</p> <p>災害発生時等において、津市ホームページへのアクセスが集中してつながりにくくなった際に、災害に係る情報発信等に関する協定に基づきヤフー株式会社が同社のウェブサーバ上に津市のホームページと同じ内容の複製（キャッシュサイト）を設置し、ヤフーポータルサイト上でキャッシュサイトへの誘導を行います。これにより、津市ホームページへのアクセス負荷を分散し、津市ホームページへの接続障害やシステムダウンを防ぎます。</p>	<p>(記載なし)</p>
<p>91</p>	<p>1</p>	<p>1 住民の避難</p> <p>(1) 住民の自主的な避難</p> <p>住民は、災害発生時には予め自主防災組織等で決めた「避難開始の目安」に基づき、地域の一時避難場所に災害時要援護者を伴い自主的に避難、地域内住民の安否確認を行います。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(2) 避難勧告等による避難</p>	<p>1 住民の自主的な避難</p> <p>住民は、災害発生時には予め自主防災組織等で決めた「避難開始の目安」に基づき、地域の一時避難場所に災害時要援護者を伴い自主的に避難、地域内住民の安否確認を行います。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(記載なし)</p>

		<p><u>避難勧告及び避難指示が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。</u></p> <p>(3) <u>避難時の行動</u></p> <p><u>避難に際しては、次の事項等に留意します。</u></p> <p>ア <u>火元の確認、初期消火</u></p> <p>イ <u>非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行</u></p> <p>ウ <u>二次被害の回避</u></p> <p>エ <u>災害時要援護者の支援</u></p>	<p>(記載なし)</p>
<p>93 ～ 94</p>	<p>14 1</p>	<p>9 <u>避難指示等の伝達方法</u></p> <p>(1) <u>同報系防災行政無線による放送を始め、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、CATVのテロップ放送、広報車などにより周知徹底します。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) <u>同報系防災行政無線により伝達する場合には、チャイム又はサイレン音の後、避難勧告等に関する情報を音声で伝達することとし、そのパターンは以下のとおりとします。なお、音声伝達文例は、別途定めます。</u></p> <p><u><避難勧告等のチャイム及びサイレンパターン></u></p>	<p>9 <u>避難指示等の伝達方法</u></p> <p>(1) <u>同報系防災行政無線をはじめ、その他情報配信システム、CATV、広報車などにより周知徹底します。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) <u>信号による伝達</u> <u>警鐘信号又はサイレン信号により伝達し、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用します。</u></p>

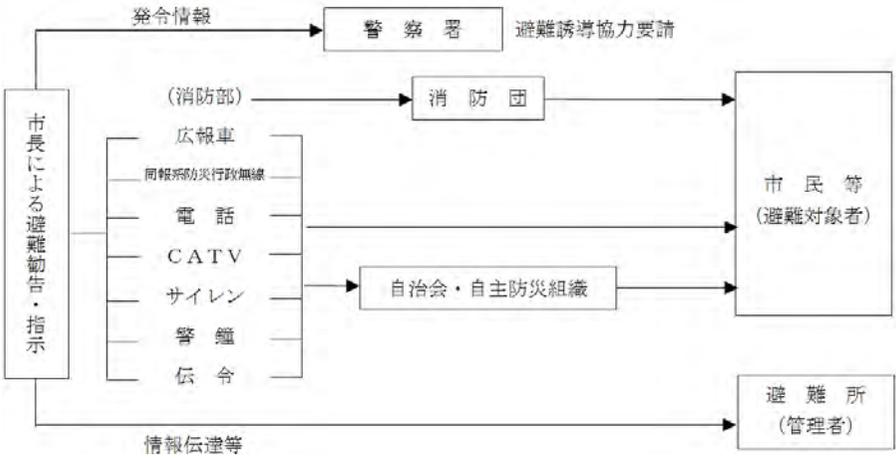
内容	サイレン等パターン
避難準備情報 (チャイム音+音声放送)	「上り4音チャイム」×2回 (音声放送後は「下り4音チャイム」×1回)
避難勧告 (サイレン音+音声放送)	【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 【5秒】 (6秒) 【5秒】
避難指示 (サイレン音+音声放送)	【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 【3秒】 (2秒) 【3秒】 (2秒) 【3秒】

警 鐘	乱 打		
余いん防止付 サイレン信号	1分 ●—— 5秒	1分 ●—— 5秒	1分 ●——

(6) 広報の伝達系統は、下図のとおりです。



(6) 避難の伝達文例は、別途定めます。



<p>97</p>	<p>5</p>	<p>1 消防救急活動の実施</p> <p>(1) 消防活動</p> <p>ア <u>地震により被害が発生し、又は発生が予想される場合は、消防職員を招集し、消防本部の指揮統制機能を強化するとともに、消防部隊を増強して消防活動及び警戒態勢を強化します。</u></p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ 県内外からの消防応援部隊の受援を行うとともに、重要防御地域への効果的な消防部隊の投入を図ります。また、受け入れに伴い、<u>活動拠点や施設</u>の確保を図ります。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>1 消防救急活動の実施</p> <p>(1) 消防活動</p> <p>ア <u>消防活動の主体として、火災が発生しやすい季節や市内で火災等の災害が発生した時は、出火防止や初期消火活動の啓発活動を重点的に行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行います。</u></p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ 県内外からの消防応援部隊の受援を行うとともに、重要防御地域への効果的な消防部隊の投入を図ります。また、受け入れに伴い、<u>施設や空き地</u>の確保を図ります。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>98</p>	<p>7</p>	<p>2 救助活動の実施</p> <p><u>市は、警察署及び自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。</u></p> <p>(1) 救助対象</p> <p>地震により救助を必要とする対象は、次のとおりとします。</p> <p>ア <u>火災時に逃げ遅れた場合</u></p> <p>イ～カ (省略)</p> <p>(2) 救助の手順</p> <p>ア <u>市は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力を挙げて救助活動を実施します。</u></p> <p>なお、救助困難と認められたときは、警察署、<u>自主防災組織等の協力を得て実施</u>します。</p> <p>イ 救助された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した<u>医療機関等</u>に搬送します。</p>	<p>2 救助活動の実施</p> <p><u>災害対策本部は、警察署及び自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。</u></p> <p>(1) 救助対象</p> <p>地震により救助を必要とする対象は、次のとおりとします。</p> <p>ア <u>地震火災の火中に取り残された場合</u></p> <p>イ～カ (省略)</p> <p>(2) 救助の手順</p> <p>ア <u>災害対策本部は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力を挙げて救助活動を実施します。</u></p> <p>なお、救助困難と認められたときは、警察署、<u>自主防災組織、市民等の応援を得て実施</u>します。</p> <p>イ 救助された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した<u>医療機関、その他</u>に搬送します。</p>

		<p>(3) (省略)</p> <p>(4) 行方不明者の捜索 行方不明者の捜索にあたっては、救助活動に引き続き、<u>市は、警察署、自主防災組織等の協力を得て実施します。</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 関係機関との連絡調整 関係機関へ応援要請したときは、円滑な救助活動を実施するため、<u>市は</u>応援要請した関係機関の活動内容等について連絡調整を行います。</p>	<p>(3) (省略)</p> <p>(4) 行方不明者の捜索 行方不明者の捜索にあたっては、救助活動に引き続き、<u>災害対策本部は、警察署、地域住民と協力して実施します。</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 関係機関との連絡調整 関係機関へ応援要請したときは、円滑な救助活動を実施するため、<u>災害対策本部は</u>応援要請した関係機関の活動内容等について連絡調整を行います。</p>
99	6	<p>(1) 巡視 水防管理者(<u>市長</u>)又は消防機関の長は、水防法第9条に基づき、<u>随時</u>区域内の河川海岸堤防を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告し、必要な措置を求めます。</p>	<p>(1) 巡視 水防管理者は、水防法第9条に基づき、常に区域内の河川海岸堤防を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告し、必要な措置を求めます。</p>
99	20	<p>2 応急復旧活動の実施 堤防、ため池、樋門又は角落とし等が決壊したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長等はでき得る限り被害の増大を防止するよう努めるとともに、早期の応急復旧に努めます。 <u>また、ため池については、震度4以上(注1)の地震が発生した場合、緊急点検対象ため池(注2)については決壊の有無にかかわらず、管理者等による緊急点検を24時間以内に実施し、異常が確認されたため池については、余震及び降雨等による二次災害の防止を図るため緊急放流等の必要な措置を講じ、異常がないため池についても一定期間継続観察を行います。</u></p>	<p>2 応急復旧活動の実施 堤防、ため池、樋門又は角落とし等が決壊したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長等はでき得る限り被害の増大を防止するよう努めるとともに、早期の応急復旧に努めます。</p>

		<p><u>(注 1)ため池の堤高が 15m未満にあっては震度 5 弱以上とします。</u></p> <p><u>(注 2)緊急点検対象ため池とは、国が示す地震後の農業用ため池緊急点検要領の規定に該当するため池とします。</u></p>	
102	6	<p><u>(3) 災害輸送の方法</u></p> <p>次の方法のうち、最も適切な方法により<u>実施するもの</u>としますが、大規模な震災時には、さまざまな輸送手段の活用が予測されることから、被害の状況等に応じて、的確に対処します。</p> <p>ア 自動車等による輸送 イ 鉄道による輸送 ウ 船舶による輸送 エ 航空機による輸送</p>	<p><u>(4) 災害輸送の方法</u></p> <p>ア <u>輸送手段</u></p> <p>次の方法のうち、最も適切な方法により<u>実施</u>します。</p> <p>ア 貨物自動車等による輸送 イ 鉄道による輸送 ウ 船舶による輸送 エ 航空機による輸送 オ 作業員等による輸送</p>
102	13	<p><u>2 災害輸送の確保</u></p> <p><u>(1) 陸上輸送</u></p> <p>ア <u>輸送車両等の確保</u></p> <p>輸送車両等は、次の方法により確保するものとします。</p> <p>ア 市が保有する車両等 イ 防災関係機関が所有する車両等 ウ 自動車運送事業者の車両等</p>	<p>(1 災害輸送体制の確立 から文言修正して移記)</p> <p><u>(3) 輸送車両等の確保</u></p> <p>ア <u>輸送車両等の確保</u></p> <p>ア 市有車両等 イ 応急対策実施機関所有の車両等 ウ 営業者所有車両等（日本通運株式会社津支店等） エ その他自家用車等</p> <p>イ <u>陸上輸送の確保のため、緊急輸送道路の指定を行います。</u></p>

	<p><u>イ 輸送力の確保</u></p> <p>(ア) <u>各部署は、あらかじめ各部署で保有する車両等の数及び種別を把握し、円滑な輸送の確保に努めます。</u></p> <p>(イ) <u>政策財務部は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、緊急度及び用途等を定めた輸送・配車計画を作成します。</u></p> <p>(ウ) <u>各部署の保有する車両等で輸送力の確保ができない場合は、政策財務部に市有集中管理車両の確保の要請をするものとします。政策財務部は、集中管理車両に不足を生じる場合は、県又は自動車運送事業者等に車両の確保を要請します。</u></p> <p>(エ) <u>陸上輸送の実施に当たっては、被害等の状況に応じて、緊急輸送道路を中心とした輸送計画を立てる等、円滑かつ確実な輸送対策を図ります。</u></p> <p><u>ウ 車両燃料の確保</u></p> <p><u>災害時における車両燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所、三重県石油商業組合津支部・一志支部等の協力により確保を図ります。</u></p> <p>(2) <u>鉄道輸送</u></p> <p><u>鉄道の利用については、必要の都度、東海旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社等の関係機関に連絡のうえ措置します。</u></p> <p>(3) <u>海上輸送</u></p> <p><u>船舶による輸送は、津松阪港を拠点とし、港湾事情を考慮に</u></p>	<p><u>緊急輸送道路は資料編のとおり。</u></p> <p>(4) <u>災害輸送の方法</u></p> <p><u>ア 輸送車両等の確保</u></p> <p><u>イ 緊急輸送</u></p> <p><u>緊急車両の調達は、市が保有する車両の一括管理により対応します。</u></p> <p><u>ウ 輸送力の確保</u></p> <p>(ア) <u>政策財務部（政策財政班）は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、輸送計画を作成します。</u></p> <p>(イ) <u>営業車を所有する者に協力を求めます。</u></p> <p><u>a 乗合自動車、貨物自動車</u></p> <p><u>b 三重交通株式会社中勢営業所</u></p> <p><u>c 特殊自動車</u></p> <p><u>エ 災害時の車両燃料の確保</u></p> <p><u>災害時における車両燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所の協力により確保を図ります。</u></p> <p>(4) <u>鉄道輸送の確保 から文言修正して移記)</u></p> <p><u>鉄道等の利用については、必要の都度、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社等に連絡のうえ措置します。</u></p> <p>(以下記載なし)</p>
--	---	---

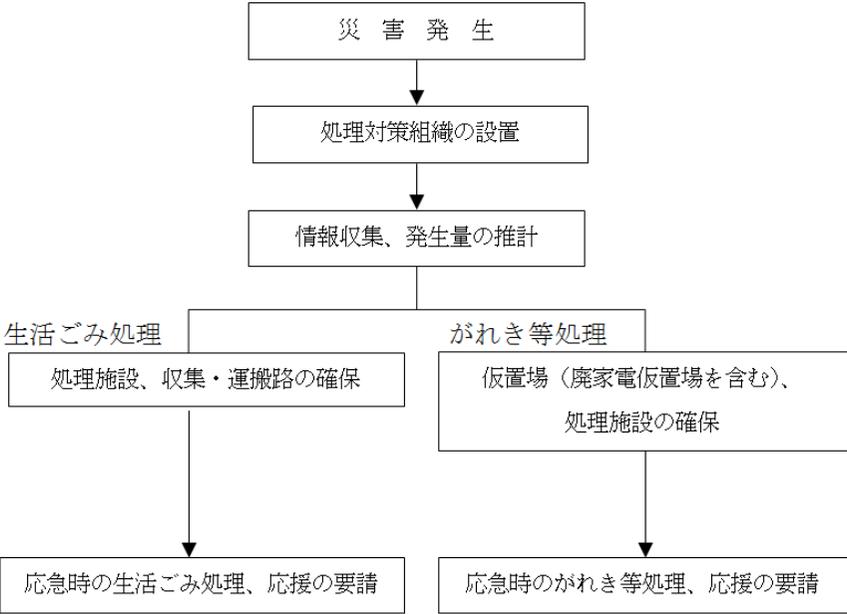
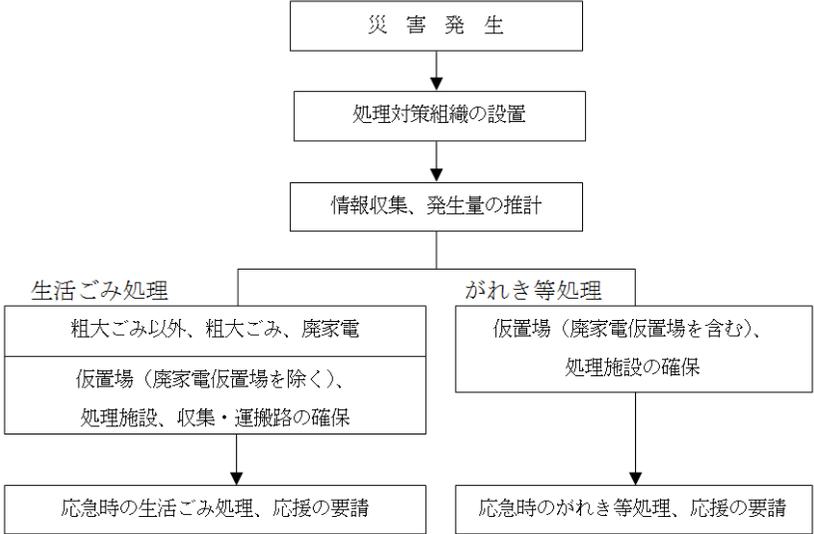
		<p><u>入れ、県災対本部、港湾管理者、漁業協同組合等関係機関に協力要請を行います。</u></p> <p>(4) <u>航空輸送</u></p> <p><u>陸上輸送の途絶等に伴い、緊急に航空輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して航空輸送の要請を行います。</u></p>																																																													
103	4	<p><u>3 路上放置車両等に対する措置</u></p> <p>(省略)</p>	<p><u>2 路上放置車両等に対する措置</u></p> <p>(省略)</p>																																																												
103	13	<p><u>4 緊急通行車両の確保</u></p> <p>(省略)</p>	<p><u>3 緊急通行車両の確保</u></p> <p>(省略)</p>																																																												
107	図中	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">被災(発生)</th> <th>3日</th> <th>10日</th> <th>21日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>段 階</td> <td>第1段階</td> <td>第2段階</td> <td>第3段階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標水量</td> <td>3ℓ/人日</td> <td>20ℓ/人日</td> <td>100ℓ/人日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 用 途</td> <td>生命維持に必要な飲料水</td> <td>炊事、洗面等の最低生活用水</td> <td>生活用水の確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水方法</td> <td>運搬給水(仮設水槽、給水車、簡易容器)</td> <td>運搬給水(仮設水槽、給水車、簡易容器)、仮設給水</td> <td>仮設給水場所の増設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水拠点</td> <td>住居より1km以内</td> <td>住居より500m以内</td> <td>住居より250m以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被災(発生)		3日	10日	21日	段 階	第1段階	第2段階	第3段階		目標水量	3ℓ/人日	20ℓ/人日	100ℓ/人日		主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保		給水方法	運搬給水(仮設水槽、給水車、簡易容器)	運搬給水(仮設水槽、給水車、簡易容器)、仮設給水	仮設給水場所の増設		給水拠点	住居より1km以内	住居より500m以内	住居より250m以内		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">被災(発生)</th> <th>3日</th> <th>10日</th> <th>21日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>段 階</td> <td>第1段階</td> <td>第2段階</td> <td>第3段階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標水量</td> <td>3ℓ/人日</td> <td>20ℓ/人日</td> <td>100ℓ/人日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 用 途</td> <td>生命維持に必要な飲料水</td> <td>炊事、洗面等の最低生活用水</td> <td>生活用水の確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水方法</td> <td>拠点給水 運搬給水</td> <td>仮設給水所 拠点・運搬給水</td> <td>仮設給水所の増設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水拠点</td> <td>住居より1km以内</td> <td>住居より500m以内</td> <td>住居より250m以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被災(発生)		3日	10日	21日	段 階	第1段階	第2段階	第3段階		目標水量	3ℓ/人日	20ℓ/人日	100ℓ/人日		主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保		給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所の増設		給水拠点	住居より1km以内	住居より500m以内	住居より250m以内	
被災(発生)		3日	10日	21日																																																											
段 階	第1段階	第2段階	第3段階																																																												
目標水量	3ℓ/人日	20ℓ/人日	100ℓ/人日																																																												
主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保																																																												
給水方法	運搬給水(仮設水槽、給水車、簡易容器)	運搬給水(仮設水槽、給水車、簡易容器)、仮設給水	仮設給水場所の増設																																																												
給水拠点	住居より1km以内	住居より500m以内	住居より250m以内																																																												
被災(発生)		3日	10日	21日																																																											
段 階	第1段階	第2段階	第3段階																																																												
目標水量	3ℓ/人日	20ℓ/人日	100ℓ/人日																																																												
主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保																																																												
給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所の増設																																																												
給水拠点	住居より1km以内	住居より500m以内	住居より250m以内																																																												
108	2	<p>(4) 給水の方法</p> <p><u>断水時の給水の方法は下記のとおりとします。ただし、断水状況により給水方法は異なる場合があります。</u></p> <p><u>ア 仮設水槽への運搬給水</u></p> <p><u>応急給水施設等から給水車により水を運搬し、給水場所で給水タンクやバルーン水槽に補給して水を確保し、市民に水を供給します。</u></p>	<p>(4) 給水の方法</p> <p><u>ア 給水方法は指定避難所、医療施設、医療救護班が設置する救護所、学校、市役所などの拠点給水とし、供給する飲料水は原則として水道水とします。</u></p> <p><u>イ 被災地において、確保することが困難なときは、被災地付</u></p>																																																												

		<p><u>イ 給水車での運搬給水</u> <u>応急給水施設等から給水場所に給水車等により水を運搬し、時間を区切って市民に水を供給します。</u></p> <p><u>ウ 簡易容器による運搬給水</u> <u>応急給水施設等から給水ポリ容器や非常用給水袋に給水し、市民に水を供給します。</u></p> <p><u>エ 仮設給水</u> <u>給水場所付近の配水管に仮設給水栓を設置して、市民に水を供給します。</u></p> <p><u>(5) 給水場所</u> <u>大規模断水時の給水場所は、避難所とします。</u> <u>ただし、断水規模や復旧状況に応じて変動することがあります。</u> <u>また、拠点となる医療施設や福祉施設など優先的な給水が必要となる施設に対して、水道水の運搬を行います。</u></p>	<p><u>近の浄水場等から給水車、容器等(給水タンク、ポリタンク)により運搬供給します。</u> <u>拠点給水場所の設置等は資料編のとおりです。</u></p>
<p>108</p>	<p>21</p>	<p>2 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保</p> <p>(1) 生活用水の確保 <u>市は、災害時の生活用水の水源として、<u>応急給水施設等の貯留水を確保するとともに、あらかじめ登録した災害時協力井戸も活用します。</u></u></p> <p>(2) 応急給水用資機材・人員の確保 (中略) <u>自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」等により所有機関に給水車等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請します。</u></p>	<p>2 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保</p> <p>(1) 生活用水の確保 <u>市は、災害時の生活用水の水源として、<u>震災対策用貯水施設等と被災地付近の浄水場の貯留水を利用して供給します。</u></u></p> <p>(2) 応急給水用資機材・人員の確保 (中略) <u>自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」により所有機関に給水車等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請します。</u></p>

109	2	<p>5 応援の要請</p> <p><u>大規模災害により甚大な被害が発生し、水道部単独での応急対策の実施が困難となった場合は、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等について関係機関等に速やかに応援要請を行います。</u></p>	<p>5 応援の要請</p> <p><u>大規模被災に対し、水道部単独での応急対策はその実施が困難であると想定されるため、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等に係る関係機関等に速やかに応援要請を行います。</u></p>
109	6	<p>6 広報の実施</p> <p>被災後の断水の状況、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について、<u>広報車、同報系防災行政無線、ホームページなどを活用して広報することにより、市民の不安解消に努めます。</u></p>	<p>6 広報の実施</p> <p>被災後の断水の状況、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、市民の不安解消に努めます。</p>
110	14	<p>(3) 応急食料の調達</p> <p><u>ア 市は、事前に食料等の調達及び供給に関する協定を締結している業者等に対し、速やかに協力要請を行い、食料等の調達を行います。</u></p> <p><u>イ 必要に応じ、その他の食料品を取り扱う卸売業者、小売業者、食料品製造業者からも必要な食料を調達します。</u></p> <p><u>ウ 市において、食料の調達が困難な場合は、県及びその他の関係団体等に要請します。</u></p> <p><u>エ 調達した食料等は、原則、物資の一時集積場所（受入拠点）で受け入れ、仕分け等を行った上、各避難所等へ配送することとしますが、状況に応じて、直接各避難所等へ配送します。</u></p>	<p>(3) 応急食料の調達</p> <p><u>ア 市は、県との災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定書に基づき必要に応じて、米の調達を行います。</u></p> <p><u>イ 市は、米、その他の主食及び副食等の調達について、事前に協力を要請してある業者から速やかに購入するとともに、不足を生じた場合には、直ちに県等に斡旋を要請します。</u></p>
112	17	<p>2 物資の受け入れ及び配分</p> <p>(1) 救援物資の受け入れ及び配分</p>	<p>2 物資の受け入れ及び配分</p> <p>(1) 救援物資の受け入れ及び配分</p>

		<p><u>災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、指定する場所に物資を集積し、配分を行うものとしします。</u></p> <p>救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において受払の記録及び受領書を整備しておきます。</p> <p>(2) 調達及び物資集積場所</p> <p>物資の集積場所は<u>次の中から状況に応じて決定します。</u></p> <p>ア <u>三重県立津東高等学校</u></p> <p>イ <u>安濃中央総合公園</u></p> <p>ウ <u>三重県立津高等学校</u></p> <p>(3) 供給方法</p> <p><u>商工観光部は、関係部局と連携し、受け入れた救援物資等を適切に配分し、避難所等へ供給します。</u></p>	<p>救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において受払の記録及び受領書を整備しておきます。</p> <p>(2) 調達及び物資集積場所</p> <p>物資の集積場所は<u>次のとおりとしします。</u></p> <p>ア <u>本庁倉庫</u></p> <p>イ <u>各総合支所</u></p> <p>ウ <u>各出張所（一部除く）</u></p> <p>(3) 支給方法</p> <p><u>各世帯別の割り当ては、健康福祉部が行います。支給又は貸与は総合支所管内については支部長（総合支所長）、その他の区域は健康福祉部長が行います。</u></p>
113	9	<p>(1) 実施体制</p> <p>市は、多数の傷病者が発生する等、医療救護の必要を認めた場合は、<u>社団法人津地区医師会</u>（以下「津地区医師会」という。）及び<u>公益社団法人久居一志地区医師会</u>（以下「久居一志地区医師会」という。）並びに<u>公益社団法人津歯科医師会</u>（以下「津歯科医師会」という。）等との災害救護活動協定等に基づき、速やかに医療救護活動の要請を行います。</p>	<p>(1) 実施体制</p> <p>市は、多数の傷病者が発生する等、医療救護の必要を認めた場合は、<u>社団法人津地区医師会</u>（以下「津地区医師会」という。）及び<u>社団法人久居一志地区医師会</u>（以下「久居一志地区医師会」という。）並びに<u>社団法人津歯科医師会</u>（以下「津歯科医師会」という。）との災害救護活動協定等に基づき、速やかに医療救護活動の要請を行います。</p>
113	22	<p>(3) 災害救護本部の設置</p> <p><u>津地区医師会長、久居一志地区医師会長、津歯科医師会長、津薬剤師会長は、それぞれ津地区医師会（Tel 227-1775）、久居一志地区医師会（Tel 255-3155）、津歯科医師会（Tel</u></p>	<p>(3) 災害救護本部の設置</p> <p><u>津地区医師会長及び久居一志地区医師会長並びに津歯科医師会長は、それぞれ津地区医師会（Tel 227-1775）及び久居一志地区医師会（Tel 255-3155）並びに津歯科医師会（Tel</u></p>

		<p>225-1304)、<u>津薬剤師会 (TEL 255-4387)</u> に災害救護本部を設置し、市災害対策本部と連携し、医療救護班の指揮を行います。</p> <p>なお、状況によっては上記以外の場所に臨時本部を設置することもあります。</p>	<p>225-1304) に災害救護本部を設置し、市災害対策本部と連携し、医療救護班の指揮を行います。</p> <p>なお、状況によっては上記以外の場所に臨時本部を設置することもあります。</p>
114	2	<p>(4) 救護所の設置</p> <p>救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地とし、災害の状況等に応じて、適切な場所に設置します。また、必要に応じ、<u>津市応急診療所</u>についても、活用を図ります。</p>	<p>(4) 救護所の設置</p> <p>救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地とし、災害の状況等に応じて、適切な場所に設置します。また、必要に応じ、<u>津市休日応急・夜間こども応急クリニック及び津市久居休日応急診療所</u>についても、活用を図ります。</p>
114	18	<p>(1) 医療及び助産の対象者</p> <p>医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施します。</p> <p>ア 医療救助</p> <p><u>医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者</u></p> <p>イ (省略)</p>	<p>(1) 医療及び助産の対象者</p> <p>医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施します。</p> <p>ア 医療救助</p> <p><u>医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにも関わらず災害のため医療の途を失った者</u></p> <p>イ (省略)</p>
119	3	<p>(3) 処理方法</p> <p>ア 生活ごみ処理</p> <p>(中略)</p> <p>ごみの処理は、できる限りの分別排出と<u>再資源化に努め、再資源化できないごみは「西部クリーンセンター」「クリーンセンターおおたか」「河芸美化センター」</u>での焼却、白銀環境清掃センターでの埋め立て処分を原則としますが、一時的に多量のごみが出ることから必要に応じ、あらかじめ選定する市の公共用地等の仮置場に一時的に集積し、適切に処理</p>	<p>(3) 処理方法</p> <p>ア 生活ごみ処理</p> <p>(中略)</p> <p>ごみの処理は、できる限りの分別排出と<u>資源化に努め、「西部クリーンセンター」「クリーンセンターおおたか」「河芸美化センター」</u>での焼却、白銀環境清掃センターでの埋め立て処分を原則としますが、一時的に多量のごみが出ることから必要に応じ、あらかじめ選定する市の公共用地等の仮置場に一時的に集積し、適切に処理を行います。</p>

		<p>を行います。</p>	
<p>119</p>	<p>☒</p>	<p style="text-align: center;">【ごみ処理対策活動フロー図】</p> 	<p style="text-align: center;">【ごみ処理対策活動フロー図】</p> 
<p>121</p>	<p>18</p>	<p>2 遺体の処理、収容の実施</p> <p>遺体を発見したときは、<u>市</u>は速やかに所管する警察署に必ず連絡し、その検視を待って必要に応じ、次の方法により遺体を処理します。</p> <p>(1) 遺体の処理は、<u>市</u>が処理場所を確保し、<u>医師や奉仕団等の協力を得て、</u>遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をします。</p> <p>(2) 埋火葬までの間、<u>遺体の腐乱防止等保存には十分注意を払い、</u>適切な場所に安置します。ただし、<u>市</u>において実施できな</p>	<p>2 遺体の処理、収容の実施</p> <p>遺体を発見したときは、<u>災害対策本部</u>は速やかに所管する警察署に必ず連絡し、その検視を待って必要に応じ、次の方法により遺体を処理します。</p> <p>(1) 遺体の処理は、<u>災害対策本部</u>において、<u>医療班又は医師が奉仕団の労力奉仕により処理場所を借上げ（仮設）、</u>遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をします。</p> <p>(2) 埋火葬までの間、<u>適切な場所に安置します。ただし、</u><u>災害対策本部</u>において実施できないときは、<u>他機関所属の医療班の出</u></p>

		いときは、 <u>他の機関に協力を求める等の方法</u> により行います。	<u>動応援を求める等の方法</u> により行います。
121	25	<p>3 遺体の埋火葬の実施</p> <p>遺体の埋火葬の実施は、<u>市において火葬若しくは土葬に付します。ただし、棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給をもって行うこともできます。</u></p> <p>なお、埋火葬の実施にあたっては次の点に留意します。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査に<u>あたること。</u></p> <p>(3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の<u>埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとすること。</u></p> <p>(4) <u>市内の斎場が被害により使用できない場合及び遺体の数が処理能力を超える場合は、他の市町の斎場使用について応援を要請するとともに、県に対して必要な措置を要請します。</u></p>	<p>3 遺体の埋火葬の実施</p> <p>遺体の埋火葬の実施は、<u>災害対策本部において土葬若しくは火葬に付します。ただし、棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給をもって行うこともできます。</u></p> <p>なお、埋火葬の実施にあたっては次の点に留意します。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査に<u>あたることととも、埋葬にあたっては土葬とすること。</u></p> <p>(3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の<u>埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとすること。</u></p> <p>(4) 応援の要請 から文言修正して移記)</p> <p><u>埋火葬の実施が災害対策本部でできないときは、「1(2)応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施します。</u></p> <p><u>また、東海地震、東南海・南海地震等の大規模な災害により死体の数が多いときや、市火葬施設が損壊し市施設だけでは処理しきれないときは、近隣市町に火葬の協力を依頼するとともに、県に対して必要な措置を要請します。</u></p>
124	7	<p>1 住宅の応急対策の実施責任と確保体制の確立</p> <p>(1) <u>災害救助法が適用され県から委任された場合や市長が必要と認めるときは、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は市長が実施します。</u></p>	<p>1 住宅の応急対策の実施責任と確保体制の確立</p> <p>(1) <u>応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市長が行います。災害救助法が適用された場合においても、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは市長が行います。</u></p>

<p>125</p>	<p>7</p>	<p>1 公共土木施設等の応急対策</p> <p>(1) 道路、橋りょう <u>各道路管理者は被害状況を把握し、状況に応じて交通規制等の措置やう回路により、通行者の安全を確保します。</u> <u>応急復旧工事は緊急輸送道路を優先に実施し、逐次重要な生活道路での復旧を進めます。</u></p> <p>(2) 港湾、漁港施設 <u>各施設管理者は、関係機関の協力を得て必要な応急措置を行い、速やかに応急復旧工事に着手します。</u></p> <p>(3) 河川、海岸 <u>各施設管理者は、管理施設の被災の発見に努め、被災箇所について必要な応急措置を行い、速やかに応急復旧工事に着手します。</u></p> <p>(4) (省略)</p>	<p>1 公共土木施設等の応急対策</p> <p>(1) 道路、橋りょう <u>産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活基盤となっている道路（緊急輸送道路の確保に引き続き、市民の生活に欠くことのできない重要な生活道路）は、被災後速やかに応急復旧工事に着手し、早期復旧を進めます。</u> <u>また、橋りょうについても同様に復旧工事に着手し、早期復旧を進めます。</u></p> <p>(2) 港湾施設 <u>被災後の地域の状況によって海上の緊急輸送用の拠点として、岸壁等の補修や障害物の除去等、緊急輸送に対処するよう管理者に要請します。</u></p> <p>(3) 河川、海岸 <u>河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するよう管理者に要請します。</u></p> <p>(4) (省略)</p>
<p>134</p>	<p>17</p>	<p>(1) 危険物施設 関係事業所の管理者、危険物取扱者等は関係機関の指導を受けて、危険物施設の実態に即して応急対策を次のとおり講じます。 ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある場合、作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止 (以下省略)</p>	<p>(1) 危険物施設 関係事業所の管理者、危険物取扱者等は関係機関の指導を受けて、危険物施設の実態に即して応急対策を次のとおり講じます。 ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある場合、作業及び移送の停止並びに施設の応急点検 (以下省略)</p>

<p>136</p>	<p>13</p>	<p>2 児童生徒等の保護</p> <p>児童生徒等の安全を確保するため、危険が予想される場合及び東海地震注意情報の発表又は警戒宣言の発令があった場合は、教育長又は校長、園長、所長の判断で、<u>次の措置</u>をとります。</p> <p>(1) <u>災害が始業後に発生した場合は、原則として直ちに授業を中止し、幼児・児童・生徒を安全な場所に避難させるなど安全確保を行います。また、通学路の安全点検など地域の情報収集を行います。</u></p> <p><u>状況から判断して、安全に帰宅すること等が困難な幼児・児童・生徒は学校で保護します。通学路の安全が確認されるなどして、幼児・児童・生徒を帰宅させる場合も、保護者と連絡を取り、教職員の引率による集団下校、保護者による迎え、安全指導などの措置を講じます。東海地震注意情報の発表又は警戒宣言の発令があった場合は、幼児・児童・生徒を学校で保護し、保護者と連絡をとりながら適切な措置を講じます。</u></p>	<p>2 児童生徒等の保護</p> <p>児童生徒等の安全を確保するため、危険が予想される場合及び東海地震注意情報の発表又は警戒宣言の発令があった場合は、教育長又は校長、園長、所長の判断で、<u>次により臨時休校（園）の措置</u>をとります。</p> <p>(1) <u>災害及び東海地震注意情報の発表又は警戒宣言の発令が始業後にあった場合は、原則として直ちに授業を中止し、幼児・児童・生徒を安全な場所に避難させるとともに、下校に向けた通学路の安全点検を行います。また、通学路の安全が確認され次第、児童・生徒を下校させますが、その際は、危険防止等についての注意を徹底させ、必要に応じ教職員等が地区別に付き添うなどの措置を講じます。なお、幼稚園、保育所については、保護者に連絡し、園児等を引き渡します。ただし、保護者が不在の場合や危険のおそれがある地域に居住する幼児・児童・生徒は、引き続き学校等に保護します。</u></p>
<p>137</p>	<p>27</p>	<p>5 り災児童生徒等の保健管理</p> <p>(1) り災児童生徒等の<u>健康管理及び心のケア</u>に努めます。</p> <p>(2) 学校の設置者は<u>応急処置に必要な物品</u>を各学校に整備し、養護教諭等が応急処置にあたります。</p>	<p>5 り災児童生徒等の保健管理</p> <p>(1) り災児童生徒等の<u>心の相談</u>を行うため、保健室における<u>カウンセリング体制の確立</u>を図ります。</p> <p>(2) 学校の設置者は<u>応急処置器材</u>を各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたります。</p>
<p>140</p>	<p>14</p>	<p>6 その他の支援</p> <p>(1) <u>相談できる環境づくり</u></p> <p><u>高齢者や障がい者等の身近な相談相手として、自主防災組織</u></p>	<p>6 その他の支援</p> <p>(1) <u>相談窓口の開設活動の要請</u></p> <p><u>高齢者や障がいを持つ人等に対しては、地域住民を中心とし</u></p>

		<u>や民生委員児童委員が中心となり、相談しやすい環境の確保を図ります。</u>	<u>たきめ細かな救護体制を確立し、早期に相談窓口を設置します。</u>
145	7	<p>2 災害救助法による救助の実施</p> <p>(1) 救助の種類と実施権限の委任</p> <p>ア 災害救助法による救助の種類</p> <p>ア (イ) (省略)</p> <p>イ (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の<u>供給</u></p> <p>ウ～カ (省略)</p> <p>キ 生業に必要な<u>資金、器具又は資料の給与又は貸与</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>2 災害救助法による救助の実施</p> <p>(1) 救助の種類と実施権限の委任</p> <p>ア 災害救助法による救助の種類</p> <p>ア (イ) (省略)</p> <p>イ (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の<u>供与</u></p> <p>ウ～カ (省略)</p> <p>キ 生業に必要な<u>資金の貸与</u></p> <p>(以下省略)</p>
149	6	<p>1 派遣部隊の業務及び撤収</p> <p>(1) 業務</p> <p>派遣部隊は、人命救助に関する活動及び水防活動その他の救援活動を行います。</p> <p><u>救助活動の内容は、災害の状況及び他の救援機関等の活動状況等によって異なりますが、おおむね次のとおりです。</u></p> <p>ア <u>被害状況の把握（車両、航空機による偵察）</u></p> <p>イ <u>避難の援助（誘導、輸送）</u></p> <p>ウ <u>遭難者等の捜索救助</u></p> <p>エ <u>水防活動</u></p> <p>オ <u>消防活動</u></p> <p>カ <u>道路及び水路の啓開（障害物除去等）</u></p> <p>キ <u>応急医務・救護、防疫</u></p> <p>ク <u>人員及び物資の緊急輸送</u></p>	<p>1 派遣部隊の業務及び撤収</p> <p>(1) 業務</p> <p>派遣部隊は、人命救助に関する活動及び水防活動その他の救援活動を行います。</p>

		<p><u>ケ</u> 炊飯及び給水</p> <p><u>コ</u> 救助物資の無償貸付又は譲与</p> <p><u>サ</u> 危険物の保安及び除去等</p>	
152	16	(削除)	<p><u>5</u> 生活再建支援</p> <p><u>被災者の生活再建が円滑に進むよう、市は、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、生業支援、中小企業支援、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及びり災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免をします。</u></p>
153	3	<p>第1節 公共施設災害復旧事業計画</p> <p>○ <u>公共施設の災害復旧については、各施設の原形復旧とあわせ、再度の災害の発生を防止するため、施設の新設、改良を実施します。</u></p>	<p>第1節 公共施設災害復旧事業計画</p> <p>○ <u>公共施設の災害復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行います。</u></p>
153	6	<p>1 公共土木施設災害復旧事業計画</p> <p><u>(1)</u> 河川災害復旧事業計画 (省略)</p> <p><u>(2)</u> 道路災害復旧事業計画 (省略)</p> <p><u>(3)</u> 下水道災害復旧事業計画 (省略)</p>	<p>1 公共土木施設災害復旧事業計画</p> <p><u>(1)</u> 水道施設災害復旧計画</p> <p><u>市及び水道事業者により速やかに復旧を行うものとしませんが、被災の程度により全面回復が困難な場合は、給水車等により応急給水を実施します。</u></p> <p><u>(2)</u> 河川災害復旧事業計画 (省略)</p> <p><u>(3)</u> 道路災害復旧事業計画 (省略)</p> <p><u>(4)</u> 下水道災害復旧事業計画 (省略)</p>

		(4) 漁港等の災害復旧計画 (省略)	(5) 漁港等の災害復旧計画 (省略)
154	20	<p><u>4 水道施設災害復旧事業計画</u></p> <p>(1) <u>水道施設災害復旧計画</u></p> <p>市及び水道事業者により速やかに復旧を行うものとしますが、被災の程度により全面回復が困難な場合は、給水車等により応急給水を実施します。</p>	(1 公共土木施設災害復旧事業計画より移記)
158 ～ 161	31 25	<p><u>2 災害援護資金の貸付</u></p> <p>災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される自然災害が本市に発生した場合、被災者に災害援護資金の貸付を行います。</p> <p>(1) <u>対象となる自然災害</u></p> <p>ア <u>津市において住居が5世帯以上滅失した災害</u></p> <p>イ <u>三重県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害</u></p> <p>ウ <u>三重県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害</u></p> <p>エ <u>災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u></p> <p>(2) <u>貸付対象者</u></p> <p>以下の①、②の条件のうち、1つ以上の要件を満たし、以下の所得制限以内の方</p> <p>① <u>津市において住居が5世帯以上滅失した災害</u></p> <p>② <u>三重県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上</u></p>	(記載なし)

ある場合の災害

所得制限表

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
その世帯の住居が滅失（流失）した場合には、1,270万円とする。	

(3) 貸付限度額

ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷をした場合

被害の種類及び程度	貸付限度額
住居の損害がない場合	150万円
家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害の場合	250万円（350万円）
住居が半壊した場合	270万円（350万円）
住居が全壊した場合	350万円

イ 世帯主に負傷がない場合

被害の種類及び程度	貸付限度額
家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害の場合	150万円
住居が半壊した場合	170万円（250万円）
住居が全壊した場合	250万円（350万円）
住居の全体が滅失、又は流失した場合	350万円

※ただし、被災した住居を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざるを得ない場合は（ ）内の金額となります。

(4) 貸付条件

		<p>ア 利率 年3% (措置期間中は無利子)</p> <p>イ 措置期間 3年</p> <p>ウ 償還期間 措置期間を含み10年</p> <p>エ 償還方法 半年賦の元利均等償還払い</p> <p>オ 連帯保証人 要</p> <p>3 被災者に対する職業斡旋等 (省略)</p> <p>4 租税の徴収猶予及び減免等 (省略)</p> <p>5 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (省略)</p> <p>6 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋 (省略)</p> <p>7 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保 (省略)</p>	<p>2 被災者に対する職業斡旋等 (省略)</p> <p>3 租税の徴収猶予及び減免等 (省略)</p> <p>4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (省略)</p> <p>5 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋 (省略)</p> <p>6 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保 (省略)</p>
<p>164 ～ 166</p>	<p>1 25</p>	<p>第5節 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・弔慰金</p> <p>○被災者又は遺族に対して弔慰金、見舞金を支給します。</p> <p>1 災害弔慰金</p> <p>災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される自然が本市に発生した場合に、被災者又は遺族に対して災害弔慰金を支給します。</p> <p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>以下のいずれかに該当する災害</p>	<p>(記載なし)</p>

	<p><u>ア 津市において住居が5世帯以上滅失した災害</u></p> <p><u>イ 三重県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害</u></p> <p><u>ウ 三重県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害</u></p> <p><u>エ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u></p> <p><u>(2) 支給対象者</u></p> <p><u>災害により死亡された方の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）</u></p> <p><u>※遺族の1人に代表して支給され、支給される方は法によって決定する。</u></p> <p><u>※兄弟姉妹は死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。</u></p> <p><u>(3) 支給額</u></p> <p><u>ア 生計維持者が死亡した場合：500万円</u></p> <p><u>イ その他の方が死亡した場合：250万円</u></p> <p><u>(4) 支給の制限</u></p> <p><u>下記のいずれかに該当する場合は、災害弔慰金は支給されません。</u></p> <p><u>ア 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合</u></p> <p><u>イ 当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合</u></p>	
--	--	--

	<p><u>ウ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合</u></p> <p><u>2 災害障害見舞金</u></p> <p><u>災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される自然が本市に発生した場合に、被災者に対して災害障害見舞金を支給します。</u></p> <p><u>(1) 対象となる自然災害</u></p> <p><u>以下のいずれかに該当する災害</u></p> <p><u>ア 津市において住居が5世帯以上滅失した災害</u></p> <p><u>イ 三重県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害</u></p> <p><u>ウ 三重県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害</u></p> <p><u>エ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u></p> <p><u>(2) 支給対象者</u></p> <p><u>災害により下記の障害を受けた者</u></p> <p><u>ア 両眼が失明したもの</u></p> <p><u>イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの</u></p> <p><u>ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</u></p> <p><u>エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</u></p> <p><u>オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</u></p>	
--	--	--

	<p><u>カ 両上肢の用を全廃したもの</u></p> <p><u>キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</u></p> <p><u>ク 両下肢の用を全廃したもの</u></p> <p><u>ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの</u></p> <p><u>(3) 支給額</u></p> <p><u>ア 生計維持者が障害を受けた場合：250万円</u></p> <p><u>イ その他の方が障害を受けた場合：125万円</u></p> <p><u>(4) 支給の制限</u></p> <p><u>下記のいずれかに該当する場合は、災害障害見舞金は支給されません。</u></p> <p><u>ア 当該障害者の障害が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合</u></p> <p><u>イ 当該障害に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合</u></p> <p><u>ウ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合</u></p> <p><u>3 災害見舞金</u></p> <p><u>津市災害見舞金等の支給に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、被災者に対して災害見舞金を支給します。</u></p> <p><u>(1) 対象となる自然災害</u></p> <p><u>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災。</u></p>	
--	---	--

(2) 支給対象者

災害により下記に該当する被害を受けた被災者又は世帯主。

ア 住居が全壊し、流失し、又は全焼した世帯

イ 住居が半壊し、又は半焼した世帯

ウ 住居が床上浸水による被害を受けた世帯

(3) 支給額

被害状況	支給額
<u>住居が全壊し、流失し、又は全焼した世帯</u>	<u>3万5千円</u>
<u>住居が半壊し、又は半焼した世帯</u>	<u>2万円</u>
<u>住居が床上浸水による被害を受けた世帯</u>	<u>1万3千円</u>

(4) 支給の制限

下記に該当する場合は、災害見舞金は支給されません。

ア 当該災害が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

4 弔慰金

津市災害見舞金等の支給に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、遺族に対して弔慰金を支給します。ただし、災害弔慰金支給等に関する法律による1災害弔慰金の支給を受けた場合、弔慰金は支給されません。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災。

(2) 支給対象者

下記の災害により死亡された方の遺族（配偶者、子、父母、孫、

祖父母、兄弟姉妹)

ア 住居の滅失した世帯数が1世帯以上の災害

イ 上記に準ずる程度の災害で市長が適当と認める災害

※遺族の1人に代表して支給され、支給される方は法によって決定する。

※兄弟姉妹は死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。

(3) 支給額

<u>死亡状況</u>	<u>支給額</u>
<u>生計維持者が自然災害で死亡された場合</u>	<u>500万円</u>
<u>その他の方が自然災害で死亡された場合</u>	<u>250万円</u>
<u>火災により死亡された場合</u>	<u>60万円</u>

(4) 支給の制限

下記のいずれかに該当する場合は、弔慰金は支給されません。

ア 当該遺族が津市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年津市条例第106号）の規定による災害弔慰金の支給を受けた場合

イ 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

ウ 当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合

エ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

167	1	<p>第6節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 (省略)</p>	<p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 (省略)</p>
168	1	<p>第7節 農林漁業経営の安定策 (省略)</p>	<p>第6節 農林漁業経営の安定策 (省略)</p>
169	1	<p>第8節 激甚災害の指定 (省略)</p>	<p>第7節 激甚災害の指定 (省略)</p>
169	5	<p>(1) 激甚災害に関する調査</p> <p>ア <u>市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等の調査結果を県知事に報告します。</u></p> <p>イ <u>市長は激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置します。</u></p>	<p>(1) 激甚災害に関する調査</p> <p>ア <u>市長は市の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせます。</u></p> <p>イ <u>市は、県が行う激甚災害及び局地的激甚災害に関する調査等について協力します。</u></p> <p>ウ <u>関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置します。</u></p>

169

9

(2) 激甚災害指定の適用措置

ア 激甚災害指定基準（本激）

激甚法適用条項	適用措置
第2章 （第3条）（第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
第19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
第21条	水防資材費の補助の特例
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(2) 激甚災害指定の促進

ア 市長が激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、激甚災害指定基準又は局地的激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に査定事業費等を報告します。

	<p style="text-align: center;">イ 局地激甚災害指定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 181 495 225">激甚法適用条項</th> <th data-bbox="495 181 1144 225">適用措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 225 495 352">第2章 (第3条) (第4条)</td> <td data-bbox="495 225 1144 352">公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 352 495 395">第5条</td> <td data-bbox="495 352 1144 395">農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 395 495 438">第6条</td> <td data-bbox="495 395 1144 438">農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 438 495 481">第11条の2</td> <td data-bbox="495 438 1144 481">森林災害復旧事業に対する補助</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 481 495 525">第12条</td> <td data-bbox="495 481 1144 525">中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 525 495 608">第13条</td> <td data-bbox="495 525 1144 608">小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 608 495 652">第24条</td> <td data-bbox="495 608 1144 652">小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</td> </tr> </tbody> </table>	激甚法適用条項	適用措置	第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	<p>イ 知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、<u>関係部長の国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図ります。</u></p>
激甚法適用条項	適用措置																	
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助																	
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置																	
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例																	
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助																	
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例																	
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例																	
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等																	